

## 1. 議事日程（4日目）

（令和7年那智勝浦町議会第3回定例会）

令和7年9月12日

9時31分 開議

於議場

日程第1	議案第78号	那智勝浦町新庁舎整備方針検討委員会条例	149
日程第2	議案第79号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	157
日程第3	議案第80号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	159
日程第4	議案第81号	督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例	161
日程第5	議案第82号	那智勝浦町クリーンセンター設置条例	162
日程第6	議案第83号	那智勝浦町墓地条例の一部を改正する条例	164
日程第7	議案第84号	勝浦漁港にぎわい市場の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例	165
日程第8	議案第85号	那智勝浦町給水条例の一部を改正する条例	169
日程第9	議案第86号	那智勝浦町下水道条例の一部を改正する条例	169
日程第10	議案第93号	財産の処分について	171
日程第11	議案第87号	令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）	172
日程第12	議案第88号	令和7年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予 算（第2号）	196
日程第13	議案第89号	令和7年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（ 第1号）	198
日程第14	議案第90号	令和7年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補 正予算（第1号）	199
日程第15	議案第91号	築地地区津波避難施設整備工事請負契約の変更について	200
日程第16	議案第92号	財産の取得について	201
日程第17	議案第94号	農業委員会委員の任命について	202
日程第18	議員派遣について		203

## 2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番	引 地 稔 治	2番	吾 妻 正 崇
3番	城 本 和 男	4番	加 藤 康 高
5番	藤 社 和 美	6番	西 太 吉
7番	曾 根 和 仁	8番	東 信 介
9番	松 本 和 彦	10番	津 本 芳 光
11番	勝 山 則 子		

## 3. 欠席、遅参、離席及び早退議員は次のとおりである。

1番 引 地 稔 治 離席 11時57分～12時03分

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（18名）

町 長	堀 順一郎	副 町 長	瀧 本 雄 之
教 育 長	岡 田 秀 洋	総 務 課 長	田 中 逸 雄
総務課企画員	鳥 羽 真 司	総務課防災対策室長	岡 崎 由 起
税 务 課 長	増 田 晋	住 民 課 長	太 田 貴 郎
福 祉 課 長	仲 紀 彦	こども未来課長	寺 本 智 子
觀 光 企 画 課 長	村 井 弘 和	農 林 水 産 課 長	島 由 彦
建 設 課 長	井 道 則 也	会 計 管 理 者	竹 原 大 二
消 防 長	樺 尾 光 俊	教 育 次 長	中 村 崇
水 道 課 長	楠 本 定	病 院 事 務 長	寺 本 齊 弘

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事 務 局 長	寺 本 尚 史
事 務 局 主 査	御 前 志 郎
事 務 局 副 主 査	榎 本 達 也

~~~~~ ○ ~~~~~

[4番加藤康高議長席に着く]

○議長（加藤康高君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申出がありました。本件について、議長はこれを許可いたしましたので報告します。

報道関係の皆様にお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事及び傍聴の妨げにならないよう、御配慮をお願いいたします。

傍聴者の皆様にお願いいたします。傍聴に際しまして、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を守り、携帯電話の電源はお切りいただき、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

本定例会につきましては、換気のため、議場の窓及び扉を一部開放して議事を行います。皆様の御理解と御協力をよろしくお願ひいたします。

なお、マスクの着用は自由となっております。

また、本定例会では、本会議の様子を撮影し、3階ロビーのモニターで中継しております。御協力のほどよろしくお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時31分 開議

○議長（加藤康高君） ただいまから再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議案第78号 那智勝浦町新庁舎整備方針検討委員会条例

○議長（加藤康高君） 日程第1、議案第78号那智勝浦町新庁舎整備方針検討委員会条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） おはようございます。

議案第78号について御説明を申し上げます。

[議案第78号朗読]

現役場本庁舎につきましては、昭和46年建築と、築後54年が経過し、老朽化が進んでおります。平成16年に行った耐震診断では、現在の耐震基準を満たしていないとの結果が出ております。また、現在の立地において津波の想定浸水深は、南海トラフ巨大地震が約4.5メートル、到達時間8分、3連動地震では約2メートル、到達時間11分となっております。

本町ではこれまで、小中学校の耐震化、町立温泉病院や消防本部の高台移転を優先して実施してきた中で、本庁舎の建て替えや耐震化の検討は先送りされてきました。しかしながら、有事の際には本庁舎は災害対策の拠点とならねばならず、早期の対策が求められていたところで

ございます。

一方で、国の方針における緊急防災・減災対策事業債は令和7年度で期限を迎えることから、令和8年度以降の制度延長が期待されてございます。仮に現在と同じ5か年延長と考えた場合、速やかな本庁舎の今後についての検討が必要であります。

このような状況を踏まえまして、今年7月に新庁舎準備室を設置し、課題整理などの作業を実施しているところでございますが、これらの事項をさらに検討し、あらゆる選択肢を視野に入れながら、新庁舎の整備方針について町長に答申していただくことを目的として、本委員会を設置するものでございます。

関係資料をつけてございますので、そちらを御覧願います。

2) 委員数でございます。委員会は18名内で識見を有する者等のうちから町長が委嘱するものとしております。

委員会委員案を記載してございます。建築や防災等の学術関係者が2人、区長連合会等の自治会関係者が2人、老人福祉、障害福祉、児童福祉等の福祉関係者が3人、商工関係者が2人、農林水産業関係者が3人、観光業関係者が1人、PTAや保育所保護者会の関係者2人、消防団の関係者1人、母子保健関係者1人、その他必要と認める者1人でございます。

議案のほうにお戻りください。2枚目をお願いいたします。

第1条では、新庁舎整備方針検討委員会の設置の根拠、目的について定めてございます。

第2条では所管事務を、第3条では組織について定めてございます。

第3条第2項において、委員の任期について、町長への答申が終了する日までと定めてございます。

第5条では、会議について定めております。なお、第4項において、会議は非公開と定めてございます。

第7条では、委員の守秘義務について定めてございます。

第8条では、委員の報酬、費用弁償について定め、報酬を日額6,500円としております。報酬の日額につきましては、同様の条例を制定しました他自治体の金額を参考としてございます。

第9条では、庶務を総務課新庁舎準備室において処理することを、第10条では、委員長への委任について定めてございます。

附則第1項において、この条例は公布の日から施行するものとしております。また、第3項において、この条例は第2条の規定による答申の日限り、その効力を失うものとしております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） 2点ほど質問させていただきます。

まず、この条例案のところの第5条第4項の委員会の会議は公開しないというところの、公開しない理由と、会議は公開しなくても議事録は公開していただけるのかという、まず1点と、あと、別添資料の委員会の構成案、これ案ってなってるんで、まず、18名というところについて

ては評価したいと思います。非常に多い人数、一般的に10名だとか15名という町も多いんですけど、18名ということで、田辺市はあんだけ大きくてやっぱり20名、それに比較すると14名ということで、よいと思いますが、これ案ということで、まだ変更の余地があるのかということと、学術関係者が、先ほど防災や建築の専門家っていうことなんですが、いわゆる有識者で、町内にお住まいのそういう有識者でそういう方面に通じた人という意味なのか、それとも、本当の大学教授クラスの先生を想定しているのかという、この学術関係者ですね。

それと、自治会関係者が2人になってるんですが、本町は6か町村が合併してできた町で、町歌にもありますので、やっぱり勝浦の中心部の自治会だけでなく、やっぱり宇久井地区ですか下里地区の方もやっぱり役場の建設については関心を持ってられるんで、6人となるとちょっと非常に多くなってしますが、もうちょっと増やせないのか。勝浦、那智、宇久井、下里に太田も色川も含めるとかで4人ぐらいできないのかなっていう、ちょっとと思いました。

あと、公募枠というのは一般的に1名2名設ける場合もあるんですが、公募枠は設けてないということですとか、その代わり、その他必要と認める者を入れてあるのかもしれません、公募枠を設けなかった理由等も教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

まず、委員会の会議の内容につきまして非公開としている理由でございますけども、これにつきましては、まず、ゼロベースからの検討ということで、様々なケースが考えられると思っております。中には新築移転に関することが協議されるケースも考えられます。そういう場合はと、候補地に関する協議も行われるということがございまして、そういう意思形成の過程の内容について公開することは好ましくないということで、考えさせていただきまして、非公開としております。

なお、会議録につきましては、答申が行われるまでの間につきましては、これはちょっと公開は難しいと思いますが、その後について公開できるかどうかは今後検討してまいりたいと考えてございます。

それとあと、委員構成ですが、これは資料のほうでお示しいたしておりますとおり、まだ案の段階でございます。これから、御指摘のありました自治体関係者の人数をどうするかであったり、それからあと、公募枠を設けるかどうかといったことにつきましても、実際に募集する上では、今後考慮していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

すみません。答弁漏れがございまして、申し訳ございません。学術関係者につきましては、基本的には大学の先生を、他自治体の事例を見ても、そういう先生をお願いしているということがございますので、したいと思っておりますが、できれば、地域に詳しい方もいらっしゃれば、お願ひできればと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） 大枠今の説明で理解しました。まだこれからまだ変更の余地があるということで、また検討いただきたいと思います。

やはりこの委員会の役割というのは非常に重要なと思ってます。やはりいろんな調査結果ですね、コンサルさんがいろいろ調査していただけたと思いますが、それがコンサルさんのある程度方向性を持った調査結果が出てくると思うんですが、それを追認するような委員会じゃなくて、やっぱりそれをたたき台にして、やっぱりきちんと議論していただけるような委員会にしていただきたいので、やっぱり学術経験者もやはりそういうことに定評のある先生を選んでいただきたいのと、今、課長もおっしゃった、地元にも通じた人も入っていただけると、那智勝浦町、非常に特性ありますので、その辺をお願いしたいと思います。

それで、あまりいろいろ注文つけて申し訳ないんですが、委員会では私、事前復興だとかマスタートップランとの整合性ということをちょっと言うたんですが、これは和歌山大学の先生が関わってつくってくれたんですが、その先生はどっちかいうと、都市計画だとか地域づくりの御専門なんで、防災とか建築ではないんで、当然、防災や建築にも通じていると思うんですが、だから、今度はある意味、セカンドオピニオンという意味では、あえて今回はこの先生と別の先生の視点で見てもらうほうがいいのかなと。整合性という意味では同じ先生というんですけれど、やっぱりそうでない、今回は役場の庁舎ということなんで、防災とか建築に詳しい別の先生というほうが、あまり誰ということは言うたらあかんと思いますが、そういうふうに選んでいただいて、誰がキャップになるかで全然、委員会の性質も違うということなんで、慎重に検討いただきたいと思います。

以上です。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

今、議員のほうから御指摘ございました、委員選定に当たって様々な検討を加えるということでございますけども、今後、慎重に選任に当たっては検討していきたいと考えてございます。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございますか。

2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） ちょっと曾根議員とかぶるところもあるんですけども、ちょっと新庁舎の整備方針がどこまでのものを決めるのかちょっと明確じゃないんで、ちょっと見当外れになるかもしれないんですけど、委員会のメンバーなんですけど、図書館も古いような状況で、複合施設を考えるんであれば、そういうことも詳しい人も入ってもらえたらいいんじゃないかなと思いますし、誰が建てるかという部分で、先ほどというか、少し前に町で提案されたPFI方式とかも考えれるんであれば、そういうことの詳しい人もいたほうがいいでしょうし、建物の規模、大きい小さいとかを考えるんであれば、DX化とかも関係してくるんで、そういうことを明るい人も必要だと思います。その部分を第6条の関係で対応するのかって考えてるのか、その辺をお聞かせください。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） 今、議員のほうから御指摘のございました集約化、それから複合化といった施設の在り方、そしてまたD Xに対する取り組み方、それから、あわせまして、事業方式につきましても、全て基本構想なり基本計画の中で策定していきたいというふうに考えてございます。

委員の方々にはそういった専門の方がおられないことも考えられますが、そういったところは、後ほどまたお願ひすることになりますが、専門家に対する委託ということで、様々な案を出していただいて、その中で検討していきたいと思っております。委員会のほうには、そういった専門家の出席につきましても、御指摘のとおり、第6条のほうでいただけることになっておりますので、そのように進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） そうですね、今、僕が言わせてもらった複合化とかP F IとかD Xは、結構重要なことだと思いますんで、そういうことが議論に上がった場合、そういった第6条を使って専門家の人に準備していただくようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございますか。

3番城本議員。

○3番（城本和男君） 委員会条例今回設置するということで、庁舎についてはもうそろそろ検討しなければならないこともよく分かります。

この条例を見させていただいたときに、やはり先ほども質問がありましたが、委員会の会議は非公開とするという、公開しないというのは、普通、こういう大きな事業であれば、非公開のところもありますけども、確かに非公開のところもありますが、普通は、大半は公開になつてますので、公開する中で、一部移転の話が出るところとか、核心部分で皆さんのお意見を聞きたいという場合は、非公開という手段も取れると思うんですけどね。やはりこういう大きな、これだけの大きな事業をやるのに、公開しないというのはちょっと問題があるんじゃないかなと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

まず、会議を非公開としている理由でございますけれども、その理由につきましては、先ほど7番議員からの質疑のほうでお答えさせていただいたとおりでございます。

そして、この条例の制定に当たりまして、県内他の同様の条例を制定している自治体がございますので、そういった自治体の内容も参考にしながら条例案を作成させていただいたところでございます。一般的にはやはり公開することでかえって審議の妨げになる可能性ということを考えられますので、非公開になっているということが一般的だらうかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） ほかの市町村も参考にされたと思うんですけども、調べた中で、公開と非公開とどちらが多い、公開しないとどちらが多かったですか。それだけお伺いします。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） 本町の今回この委員会の中で検討いただく内容ですけども、ゼロベースからの検討ということでございます。そういった中で、他の自治体においては、取組が様々、委員会の条例設置しているところもあれば、要綱で設置しているところもございます。その中で、置かれている状況も様々でございまして、例えば、そもそも最初から建て替えが決まっていると。その場所についても方針が決まっているといったところもございますし、また、そうでなく、本町のように、まず庁舎をどうするかということからの検討という、そういうところもございますので、一概にそれを公開、非公開というのは難しいものでございますけども、参考にさせていただいたのは田辺市の条例でございます。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） すみません、ゼロベースからの検討になるので、余計に、秘密会じやないですけども、公開しない、委員会の中で決まったんじゃなしに、こういう形で決まってきました、核心の部分については非公開で意見を求めますもいいと思うんですけどね。やはり公開が原則、私なりにこれ、庁舎の関係、条例出たんで、調べてみたんですけども、やはり普通は公開が原則。市町村によって状況違うと思うんですけど、ちょっと今度、庁舎の建設が検討されるみたいなんやけど、非公開ですというのは、ちょっと何かちょっと残念やなと思います。すみません。答弁は結構です。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 聞き方としては2点教えていただきたいんですが、この委員会の設置条例なんですけども、新庁舎の事業として大きいから設置されるということなのかという点でちょっと聞きたいんですけども、まだ議員じゃなかったんで、丹敷の湯のときのあのプロジェクトチームというのは、今回の委員会と同じように外部から人を入ってもうてやってるのかどうかもちょっと分からないので、その辺りを教えていただきたいのと、もしそのとき入ってない、もし入ってあるによって、お答えは変わってくるかと思うんですが、そのとき入ってないのならば、やはり道の駅についてのことは執行部さんでお考えできて、入ってるってなってたら、やっぱり同じように外部からの意見を聞いて検討してきたということの、その重さっていう差があるのかどうかという点で教えてください。お願いします。

そしたらもう簡潔に。今回の設置委員会っていうのは、必要やからするということだと思うんですが、そこに外部の人を入れるということは、自分たちで考えれんから入れるっていうことなのかという点。それが1点です。自分で考えれんのかどうかというのを。

それと同じように、当初、プロジェクトチームというのが、道の駅のときの話で申し訳ないんですけど、それも同じように外部から人が入ってるかという点を教えていただきたい。その

2点です。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） まず最初に、当委員会の策定の目的の一つでございますけども、一つは、やはり庁舎の内部だけで検討した場合には、ある程度考え方が偏る可能性がございます。そういうことのないように、公平性を確保するために、こういった外部の諮問委員会を策定するという趣旨が一つございます。

そしてあと、道の駅の件ですが、道の駅につきましては、これは内部のプロジェクトチームということでございますので、これは外部の方は入ってないかと考えてございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） ありがとうございます。すみません、揚げ足取るようなんんですけども、そのプロジェクトチームでやったときは公平性が担保されたってことで認識すればいいってことやったら、委員会をわざわざ設置せんでも、同じようにできるんちゃうかなっていうふうに思うんですが、その辺、納得いくような何かお答えってありますか。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） まず、庁舎についてでございますけども、本庁舎については、町民の皆様に影響が及ぶ大事業ということで考えてございます。そういう意味から、やはり公平性の確保ということが非常に重要になってこようかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） すみません、もう最後言いつ放しになるんですけども、町民に影響を及ぼすっていう観点で言うたら、もう本当に僕、議員にならせてもうてからずっと道の駅しゃべらしてもらいやるんですけど、全然それが片づいてないっていうところで言うたら、そもそも当初から外部入れてやつといったほうがええんちゃうかっていうところになると思います。

そやから、この委員会条例設置して、公平性が担保されるっていうことを期待してやるんやつたら、もう本当に道の駅のようにならないように、しっかり運営していただいて、委員の選定するんでも、公平性が担保できて、なおかつ住民の皆さんのお意見が吸い上げれるように、お考えいただきたいと思います。もう答弁は結構でございます。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

8番東議員。

○8番（東信介君） ちょっと疑問に思ったことなんですけど、整備方針について検討していくだくということですね。だから、これ基本の構想とか、どういう内容のことを答申いただくつもりでこの委員会になるんかというのと、この18人のメンバーで多分2回の委員会されるんですか。予算一応上がってきたのでは、人件費が23万幾らで、多分18人が2回したら2回の委員会でこれの答申もらうつもりでおるんか。

それと、整備方針というのは、一般的な基本構想と考えているのか、そこから基本計画ができる設計委託に流れいくんか、この答申を基に基本計画ができる設計に流れいくんか、そ

れとも、コンサルの債務負担行為があるんで、その辺のことを順番立てたらどうなるんか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） まず、整備方針ということでございますけども、整備方針ということは、これにつきましては、一番最初に策定します基本構想と基本計画を、後ほど予算のほうでもお願いしますが、この委員会においてそれを検討いただくということを想定してございます。

そしてあと、2回で終わるのかということでございますけども、後ほど予算のほうで御説明しますが、今年度予算ということでは2回を検討しております。今年度で全てが完成するということは考えてございませんので、この条例の中にもございますが、町長にその方針について答申をいただくということを予定しておりますので、その答申が出る日につきましては、いつまでということでは考えてはございません。できるだけ早く方針については決めたいと思っておりますけども、いつまでということではございません。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 8番東議員。

○8番（東 信介君） 整備方針というのは基本構想と基本計画まで取り入れてあるということで、それができて、答申を受けて、基本設計とか、例えば基本構想とかやったら全ての人に優しい庁舎とか、そういう構想が出てくると思うんですけど、木を使った庁舎とか造れとかいうこともいろいろ出てくると思うんですけど、今年度は2回というんですけど、それで予算を当てにしている緊防債とかで間に合うていくん。その後々。今年度中に答申出て、本当に町長へされて、それから基本設計というか、やっていかなんだら間に合わんのちゃうん。大丈夫なんですかね。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） まず、建て替えを前提としてということではございませんので、財源のことも当然、検討の中には上がりますが、緊防債について、まだ延長されるということが確定したものでもございません。そういうことも後々判明することになりますので、そういうことも考えながら、例えば現庁舎の耐震化ということも、当初の考えからはこれは切り捨てているというものではございませんので、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

1番引地議員。

○1番（引地稔治君） 今、質疑聞きよった中でちょっと疑問に思った点がちょっとあるので、全面非公開っていうのはよろしくないと思います。条文そこだけでも、一部非公開というのは分かるんですけど、全会議を非公開というのは、その条文を変えることできないんですかね。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） その会議について、非公開について、そこの条文について訂正できな

いかということでございますけども、基本的に会議の内容については非公開ということは、これは非公開ということさせさせていただきたいと思います。

なお、会議結果につきましては、その会議の都度、出せる部分に関して、町民の皆様に対して、こういったことを現在検討していますとか、そういった内容につきましては、出せるものにつきましては出すことができるかと思いますので、そういったところで町民の方の合意形成とか、そういう部分についても非常に重要な部分でございますので、進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（加藤康高君） 1番引地議員。

○1番（引地稔治君） 確認です。そしたら、会議の中で住民にこれは発表できるっていうことは発表していただく、また、開示請求した場合は、当然そこは見せれるということですね。ただ、これは非公開にしたほうがええなというところは非公開ですると。回覧できるところは随時説明、町民に分かってもらえるようにしてもらえるということですね。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） 今、議員おっしゃられた、おおむねそのとおりかと思います。開示請求があって公開できないというのは、やはりまだ意思形成ができていない部分については、外部に出すことによって、意思形成のための会議に支障を及ぼすことが可能性があると考えられる分については、後ほど開示請求があっても難しいかと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第78号について、原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第79号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（加藤康高君） 日程第2、議案第79号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条

例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） 議案第79号について御説明申し上げます。

[議案第79号朗読]

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が令和6年5月31日に公布され、仕事と育児・介護を両立できるようにするための措置が段階的に施行されております。また、これに伴い、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正が行われ、本年10月1日から施行されます。これを受けて、今回の改正内容は、小学校入学前の子を持つ職員が利用できる部分休業制度について、職員が取り得る選択肢を追加するものです。

従来の部分休業の制度は、該当職員が1日2時間以内の無給休暇を毎日取得できるようにするものでした。今回の改正では、この従来の部分休業を第1号部分休業とし、もう一つの選択肢として、任意の時期に10日分の無給休暇を取得できる第2号部分休業を新設いたします。これにより、職員は部分休業申請の時点で、1日2時間以内、または任意の時期に10日間のいずれかを選択できることになります。

議案の2枚目を御覧ください。

本文7行目からでございます。条例第18条において、部分休業を第1号部分休業に変更し、第18条の2を新設して、第2号部分休業を追加しております。

下から9行目です。第18条の3は、一度の申請で利用できる部分休業の期間を年度区切りとするものです。第18条の4は、第2号部分休業における10日間の無給休暇を時間単位で定義したものです。

裏面を御覧ください。

第18条の5は、部分休業の内容を申請者が変更する場合の理由に関して規定したものです。このほか、法律の条文ずれに伴う変更等を行っております。

附則第1条といたしまして、この条例は令和7年10月1日から施行するものでございます。

附則第2条では、令和7年度中における経過措置について定めてございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第79号について、原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第80号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（加藤康高君） 日程第3、議案第80号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） 議案第80号について御説明申し上げます。

〔議案第80号朗読〕

先ほどの職員の育児休業等に関する条例と同じく、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、仕事と育児・介護を両立できるようにするための措置の一環として改正を行うものでございます。

改正内容としては、妊娠、出産、介護を申し出た職員及び3歳未満の子を養育する職員に対し、仕事と生活の両立支援に関する情報提供、意向確認、配慮を行うことを義務化するものでございます。また、超過勤務免除を申請できる職員の範囲を3歳に達するまでの子を持つ職員から小学校就学前の子を持つ職員に拡大するものとなっております。

議案の2枚目をお願いいたします。

第29条の4では、超過勤務免除を申請できる職員の範囲を3歳に達するまでの子を持つ職員から小学校就学前の子を持つ職員に拡大しております。

第35条の4は、妊娠及び出産を申し出た職員並びに3歳に達するまでの子を持つ職員に対し、仕事と介護の両立支援に関する情報提供、意向確認、配慮を行うことを定めたものです。

下から3行目です。第35条の5は、配偶者等の介護を申し出た職員及び40歳に達した職員に対し、仕事と介護の両立支援に関する情報提供、意向確認を行うことを定めたものです。

裏面をお願いいたします。

9行目です。第35条の6は、介護の支援制度をスムーズに利用できるよう、研修や相談体制の整備を行うことを定めたものです。

附則第1条といたしまして、この条例は令和7年10月1日から施行するものとし、ただし書として、附則第2条の規定は公布の日から施行するものといたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

10番津本議員。

○10番（津本芳光君） 第35条の6で、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置のところで、上の2番目ですね、介護両立支援制度等に関する相談体制の整備ということなんですが、こういうのは具体的にどこかで決められた部分はあるんでしょうか。これから検討するということでしょうか。分からん。まだそこまでいってないんやね。要は条例の整備が先とすることですね。そこでちょっとお聞きします。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

まず、相談体制の整備ということでございますけれども、これにつきましては、現在もう既に個別の相談に対しては相談を行っているところでございます。そして、介護休暇の日数、それから給与に関すること以外にも、これらに關したハラスマントなどの雇用側、管理職も知つておくべき内容がございまして、これらにつきましては、厚生労働省が出ております育児・介護と仕事の両立のための従業員研修という動画がございます。これらを利用したいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

8番東議員。

○8番（東信介君） すみません、議案第79号も第80号もそうなんですけど、今回こういうふうに一部を改正されてあるんですけど、網かけして改正になってあるんやと思うんですけど、本文の中にはあるんか、その辺ちょっと聞きたいんですけど、この網かけて救われる人があつて、救われない場合は、例えば本文の中に町長が別に決めるとかいう、そういう文言入つてあるんかな。全文持つてないんで、その辺ちょっとお聞きします。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） 説明の中で申し上げましたが、これは育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正という法律改正があつて、それに基づいて行う措置でございます。従来の、例えば育児休業の部分休業の規定が一つ選択肢が増えたり、そしてあと、情報提供することを市町村に義務づけられたりということでございますので、このことによって救われない方が出てくるということはそもそも想定されていないかなということを考えてございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 8番東議員。

○8番（東信介君） ちょっとその辺思ったのが、任命権者は40歳に達した日の属するということを書かれてあるんで、例えば40歳以下やったら、じゃあ年の離れた親を見るというのは介護になってくるんぢやうんかなと思うんやけど、その辺は40歳以下やったらどんなにするん。あかんの。上法が決まってあるさか、それはなし。その辺を町長で決めれんのかなということを聞いてる。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） 条例には40歳に達した日の属する年度ということで、職員に対する情報提供ということが書かれてございますが、これは条例の中において40歳に達した人に対する情報提供を義務づけたものでございますので、40歳以下の方に対して情報提供をしないということではございませんので、その点どうぞ御理解いただきたいと思います。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第80号について、原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案どおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第81号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長（加藤康高君） 日程第4、議案第81号督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長増田さん。

○税務課長（増田 晋君） 議案第81号について御説明申し上げます。

[議案第81号朗読]

資料といたしまして、新旧対照表を添付しております。

提案理由につきましては、納税者、納付者の利便性の向上、収納に関する事務経費の削減及び事務の効率化の観点から、督促手数料を廃止するものでございます。

改正の趣旨でございますが、地方税共通納税システムを利用した電子納付の拡大や、コンビニ収納サービスの利便性の向上の観点から、令和8年度より、本町の本税及び使用料等に係る督促手数料の徴収を廃止するため、関係条例を改正するものでございます。

現在、本町では町県民税をはじめとする町税や使用料等につきまして、納期限を過ぎても納付されない場合は督促状が発送され、100円の督促手数料が徴収されています。令和5年度の

税制改正により、地方税共通納税システム及びQRコードを利用したキャッシュレス納付等の電子納付手続の拡大措置が講じられております。これにより、指定金融機関以外での納税が可能となる上、納期限を過ぎた納付書でも本税のみ受付可能となるため、督促手数料を徴収できない場合が発生しております。

また、平成23年度から実施しているコンビニ納付サービスにつきましては、納期限を過ぎて督促手数料が発生した場合は、コンビニ店舗における当初の納付書での支払いができないため、町が再度督促手数料込みの納付書を発行しなければならず、納付される方がスムーズに支払いができない状況となっております。

こういった電子納付などの納付手段の拡大や、コンビニ及び金融機関といった収納窓口の負担軽減、また、納税者、納付者の利便性の向上の観点から、督促手数料の徴収を廃止するものでございます。

今回改正する条例につきましては、町の債権全体としての整合性や公平性を確保するため、那智勝浦町税条例に加えまして、那智勝浦町税以外の諸収入金に対する督促手数料及び延滞金条例、那智勝浦町後期高齢者医療に関する条例、那智勝浦町介護保険条例、那智勝浦町道路占有料徴収条例、那智勝浦町法定外公共物管理条例、以上6つの条例を対象としています。

最後に、附則でございますが、第1項におきまして、施行期日を令和8年4月1日からとしております。第2項におきましては、経過措置を定めております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第81号について、原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第82号 那智勝浦町クリーンセンター設置条例

○議長（加藤康高君） 日程第5、議案第82号那智勝浦町クリーンセンター設置条例を議題とした

します。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田さん。

○住民課長（太田貴郎君） 議案第82号那智勝浦町クリーンセンター設置条例について御説明させていただきます。

この条例は、供用開始を予定しています新施設について、設置条例を制定するものです。

新施設の供用開始につきましては、広報なちかつうら9月号等で10月1日からの開始を住民の皆様に周知していましたが、9月9日午後に工事請負業者から、試運転において機器整備のセンターに不具合が生じている可能性が高く、点検を行い、必要な対応を取るため、試験運転期間の延長が必要になるとの説明があり、10月1日の供用開始が困難となりましたので、施設を利用される皆様には、10月1日以降も現施設へのごみの持込みをお願いいたします。

皆様には大変な御心配と御迷惑をおかけすることを申し訳なく思っております。申し訳ございません。新施設の供用開始の延期を周知するとともに、開始時期が分かり次第、改めて住民の皆様に周知させていただきますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、9月に予定しています新施設の住民見学会は予定どおり実施いたします。

それでは、設置条例の内容について、次のページをお願いします。

那智勝浦町クリーンセンター設置条例です。趣旨、設置、名称及び位置、委任事項について定めています。名称は那智勝浦町クリーンセンター、位置は大字二河1604番地9、施行日については規則で定めることとしています。

旧施設は1日処理量16時間運転で50トンでしたが、ごみの減少に伴い、新施設は1日処理量16時間運転で23トンとなります。場所はJR湯川駅から串本方面へ約700メートルの国道42号沿い右側です。

なお、ごみ分別の方法については変更ございません。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第82号について、原案のとおり可決することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

休憩します。再開10時45分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時32分 休憩

10時46分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加藤康高君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第83号 那智勝浦町墓地条例の一部を改正する条例

○議長（加藤康高君） 日程第6、議案第83号那智勝浦町墓地条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田さん。

○住民課長（太田貴郎君） 議案第83号那智勝浦町墓地条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

今回の改正は、地籍調査に伴い地番の整理を行いましたので、条例の改正をお願いするものです。

2ページ後の新旧対照表をお願いします。

改正前は9筆にまたがっていました地番を、地籍調査の際に、改正後の1123番地1筆に合筆いたしました。

この条例は公布の日から施行するものとしています。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第83号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第84号 勝浦漁港にぎわい市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（加藤康高君） 日程第7、議案第84号勝浦漁港にぎわい市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島由彦君） 議案第84号について御説明申し上げます。

〔議案第84号朗読〕

新旧対照表により説明させていただきますので、次のページを御覧ください。

第12条に次の1項を追加するものでございます。

第12条第3項、指定管理者は、前二項の規定にかかわらず、物価高騰への対応等において運営上必要と認められるときは、町長、指定管理者及び使用者の協議により、当該指定管理者の収入として使用者から追加の料金を收受することができるものとするものでございます。

今回の改正理由でございますが、指定管理者から、物価高騰に伴う水道光熱費の上昇等により、運営に支障が見込まれることから、条例に規定する使用料の改正について農林水産課へ相談がありました。その後、指定管理者と各テナントと協議の結果、水道光熱費等の不足分を徴収することが決定されました。

以上のことから、当該意向を反映するため、条例の一部改正を行うものでございます。

改正文にお戻りください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和7年9月分より適用する。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

9番松本議員。

○9番（松本和彦君） すみません、これ前回の定例会のときに少し委員会でお話聞いてたと思うんですが、今の指定管理者から使用者へ物価高騰等で手数料の増額ということでお話があるみたいなことを聞いてました。それで、今回、指定管理者と使用者さんとの協議で増額ということなんですが、これ今、水道光熱費等というお話なんんですけども、それがどれぐらいの割合なんかというところ、細かい数字で申し訳ないんですけども、その辺りと、実際それをしてことによって、使用者さんの利益が圧縮されて、使用者さんここから出ていくよという、にぎわいから出ていくよというふうな、そういう声がないのかというところと、使用者さんの立場に立ったお考で当局のほうも対応していただいたのかというところをお伺いします。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 光熱水費等の高騰、具体的にですけれども、令和5年度から令和6年度にかけまして、年間155万円、平均するとあの施設で13万円と上昇しております。それらを各テナントさんで負担していただくということになります。

また、こちらのいきさつですけれども、指定管理者からテナント側には案を3つ出して、それを選んでいただく形で同意していただいているということで、ちなみに、案は3つございまして、どれか選んでください、全て選んでも結構なんですけども、要はテナント料を上げるという方法と、歩合の上限額を引き上げるという方法と、また別に、今回のように、水道光熱費等の追加徴収、3つ提示しました。その結果、13テナント中5社が光熱水費だけ追加、別に徴収してくださいというものでした。残りの8社はどの案でも構いませんということで、そういった経過を経て今回の改正に至っております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 細かいことで確認なんですけども、指定管理者さんを通してテナントさんから水道光熱料を徴収するという形で、それはもう実質ベースの値上がりしか取ってないのかというところと、テナントさんのはうからそれぞれ個々に、電気にしろ、水道にしろ、メータ一管理してやるほうがええんやけどみたいな案はなかったのかというところがちょっと疑問に思います。お答えお願ひします。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 徴収額の件ですけども、実費相当で回収するということで聞いております。

それと、水道のようなメーター管理ということで、そういった要望は、各テナントからそういう要望が上がってきないので、現状このままでいきたいと思います。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） この後、物価高騰とかで水道光熱費がまだ上がる可能性もあります。もしテナントさんから電気、水道とか、個別にそういう対応もしたいよというふうな御意見あれば、対応はしていただけますでしょうか。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） そちらに関しましては、町と指定管理者の責任分担ございますので、その辺りは指定管理者と各テナントの協議して進めていくものだと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はありませんか。

2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） ちょっと質問する予定がなかったんで、ちょっと資料を用意してないんで、間違ってたら指摘してもらいたいんですけども、ちょっと今説明の中でちょっと気になって、歩合の部分ですね。たしか歩合って天井があって、何社かその線上に引っかかって、歩合はこ

ここまでというような制度だったと思うんですけれども、今の説明を聞いていると、そこを歩合を解除したら管理する側の収入が増えるんで、ちょっと楽にはなるんではないかと思ったんですが、そういう検討はされたんでしょうか。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 指定管理者から徴収する歩合とかテナント料の件ですけれども、そちらに關しましては、毎月1回、指定管理者とそういった定例会を開いておりまして、その中で同意を得たわけですけれども、その中で方向性、こうしましょうということで、協議の上決めております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） 歩合の部分は天井はあるんですか、現状。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 各テナントの1か月の歩合ですけれども、1か月の売上額に100分の5を乗じた額、ただし、売上額が100万円を超える場合は上限額を5万円とするという設定になっております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） 先ほどのお話だと、月1回話し合いをしてて、そういう話し合いをしてるから大丈夫という説明だったと思うんですが、5万円を限度にするという、これちょっとどういう意図かちょっと分からぬんですけど、ここを撤廃すると、単純に収入が増えると思うんで、運営が楽になるというのを課のほうから提案することも可能だと思うんですけど、そういうことをされたんですかという質問にさせてもらいたいと思います。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 委員会のほうでそういうところ、町に入ってくる部分が多いほうがいいんであれば、そういう改正をしたほうがいいんじゃないかという御意見もいただいたので、そこで指定管理者と話し合った中で、先ほども説明ありましたように、各テナント料を上げるのがいいのか、歩合の部分をもうちょっと上げるほうがいいのか、もしくは今回のようないくつかの運営費が要るよ、条例にないので、そういうところでどれをいたしましょうかというところで、選んだ結果がこちらになるので、十分話し合いした上で、この追加徴収部分だけというふうに結論に至っております。

町のほうからは直接、歩合の部分を上げるという話はしませんでしたが、私どもの定例会の中ではそういう議論はしました。ただ、一気にそこを上げる、もしくは撤廃するとなると、各テナント、売上高大小ございますので、それで影響する部分がかなり大きいということで、今回の別途徴収するような話に至っております。

以上です。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

8番 東議員。

○8番（東 信介君） すみません、そもそもちょっと教えてほしいんですけど、にぎわい市場の電気料金が上がったから、要はテナントへ入っている人から、実質足りんようになったから料金上げたいということを向こうから言うてきたというか、ちょっと今までの話、ちょっとほかのこと考えたんで分からんのですけど、いろいろにぎわい市場のことでいろいろわざが入ってきてあるんで、その辺のことをちょっと整理してほしいんですけど、先ほど課長いわく、各テナントの実質の電気料金分は把握してあるということなんんですけど、各テナントにメーターとかついてあるんかなと思って。指定管理者いうのは、ここはどんだけ電気使ってあるいうて、把握してのその話なんかなど。その辺ちょっと教えてほしいんです。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 電気料金ですけども、電気料金は各テナントごとにメーターはついてなくて、全体で1個のメーターで計算しております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 8番 東議員。

○8番（東 信介君） このようなことが多分これからも起こってくるんやと思うんですけど、町のほうも委員会というか、会議を開かれやるんやったら、一番ええのはテナントごとの別会計いうんか、先ほど2番議員さんも言われてたように、指定管理者が各テナントごとの売上げの割合で指定管理のところに金額を上げてくるのが一番公平性やと思うんですけど、今回、指定管理者の上に立つ者がどういうふうな考えなんか分からんですけど、例えば冷蔵庫があるテナントや、ないテナントとかあるんで、その辺の電気料の上がり下がりという、めちゃくちゃ違うと思うんですよね。そやけど、一律に例えばテナント料で上げていくのは、不公平感があるんちゃうかなと思うんですけど、だから、その辺はどのような町としては指導をしていきやるなんかなど。その辺ちょっと。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 電気料も個別にあったほうがいいんじゃないかということですけども、全体的に上がっている理由といたしましては、施設全体のエアコンの使用によって、今回あそこは手動ドアになっておりますんで、開けっ放しにされるお客様とかもおられるということで、一気に上がった理由の一つでもあると聞いております。

主な要因はそういうところなんですけども、あとはテナントごとの電気代というのは個別で、すいません、しております。申し訳ないです。共用部分のことはまた別に徴収しております。すいません。申し訳ありません。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 8番 東議員。

○8番（東 信介君） 今回の13万円というのは共有部分の電気代が上がった金額。要は、各テナントは電気代というのは別払い。そういうことやね。そやけど、思うんですね。スペース取ってある、テナントのスペースの大きさがあって、本当に公平性を担保するんやったら、その

エリアが売上げどんだけあるんやって申告するんやから、それに対して割合割っていくのが一番公平やと思うんですけど、共有部分の電気代の割りもそうやと思うんです。その辺はどんな解釈で、テナント代を上げていくんやと思うんですけど、指定管理者が追加でお金取るいうんやったら。そやから、その辺どんな形でなっていくんか、ちょっと教えてください。

○議長（加藤康高君） ただいまの質疑は後ほどということで。

ほかに質疑はございますでしょうか。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時10分 休憩

11時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加藤康高君） 再開します。

農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島由彦君） 貴重な時間を費やしてしまい申し訳ございませんでした。

今回の改正につきましては、指定管理者と各テナントと合意の上のものでございます。今後は、御指摘のあったように、各テナントさんとの意見も聞きながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第84号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第85号 那智勝浦町給水条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第86号 那智勝浦町下水道条例の一部を改正する条例

○議長（加藤康高君）　日程第8、議案第85号那智勝浦町給水条例の一部を改正する条例と日程第9、議案第86号那智勝浦町下水道条例の一部を改正する条例を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長楠本さん。

○水道課長（楠本 定君）　議案第85号那智勝浦町給水条例の一部を改正する条例及び議案第86号那智勝浦町下水道条例の一部を改正する条例について、一括して御説明申し上げます。

これらの条例改正は、令和6年能登半島地震において、水道及び下水道に関する施設及び管路が甚大な被害を受け、その復旧までに長期間を要したため、迅速に復旧できるよう、水道法及び下水道法関係に係る災害対策基本法等の一部を改正する法律が本年7月1日から施行されたことにより、改正するものでございます。

それでは、議案第85号那智勝浦町給水条例の一部を改正する条例別添関係資料、新旧対照表をお願いいたします。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明申し上げます。右が改正前、左が改正後でございます。

条例第10条では、本町給水区域内の給水工事に関して、水道法第16条の2第1項の規定に基づき、町長が給水装置工事を適正に施工することができると認めた指定事業者が施工するものとなってございますが、災害その他非常時において迅速な水道施設の復旧を図るため、町長が認めたときは、他の自治体が指定した事業者でも本町給水区域内の給水装置工事を施工することができるよう、条例を改正するものでございます。

続きまして、議案第86号那智勝浦町下水道条例の一部を改正する条例別添関係資料、新旧対照表をお願いいたします。

条例第8条の排水設備等の工事の実施に関しましては、町長が指定した工事店の監理の下において行うものとなってございますが、災害その他非常時において町長が認めたときは、他の自治体が指定した工事店の監理の下において排水設備等の工事を行うができるよう、条例を改正するものでございます。

第10条第1項の改正につきましては、引用条文の整理を行うものでございます。

いずれの条例も、附則としまして、公布の日から施行するものとしてございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（加藤康高君）　議案第85号と議案第86号について、一括して質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第85号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第85号について、原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第86号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第86号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

#### 日程第10 議案第93号 財産の処分について

○議長（加藤康高君） 日程第10、議案第93号財産の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 議案第93号について御説明申し上げます。

議案第93号財産の処分について。

本議案につきましては、旧勝浦シーハウス熊野灘の財産処分に係るものでございます。

経過といたしましては、令和7年6月5日に売払い公告を行い、法人2社から応札があり、令和7年8月8日に入札を実施しております。

処分する財産に関しましては、記載のとおりでございます。

3の処分価格につきましては、最低入札価格1,322万円に対しまして、1,461万9,030円となっております。

4の契約の相手方は、那智勝浦町大字湯川803番地72、A T & R グローバルビジネス合同会社でございます。

議会の御承認をいただきましたら、本契約の締結、売買代金の納付、引渡し、所有権移転の流れで進めさせていただく予定となっております。

議案第93号の説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第93号について、原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議案第87号 令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）

○議長（加藤康高君） 日程第11、議案第87号令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） 議案第87号令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,971万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億5,411万5,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款11地方交付税から款22町債まで歳入合計で、補正前の額115億439万8,000円に補正額1億4,971万7,000円を追加し、計で116億5,411万5,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費から、次の4ページの款10災害復旧費までの補正で、歳出合計は、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。

新たに新庁舎整備基本構想・基本計画策定支援業務委託について、令和8年度までの期間に

おいて、限度額を4,561万7,000円とする債務負担行為を設定するものでございます。

6ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

起債の目的欄、緊急防災・減災事業から緊急自然災害防止対策事業までの補正で、補正前の限度額計19億3,730万円に4,900万円を増額し、補正後の限度額を19億8,630万円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括といたしまして、このページの歳入と次のページの歳出について、それぞれ1億4,971万7,000円の増額をお願いしてございます。

8ページ、歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金1,288万1,000円の増額、地方債4,900万円の増額、その他2,068万8,000円の増額、一般財源は6,714万8,000円の増額となってございます。

9ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

総務課の関係について御説明いたします。

款11地方交付税、目1地方交付税、補正額は5,252万9,000円の増額で、計で39億6,413万6,000円とするものでございます。

11ページをお願いいたします。

款22町債、目3農林水産業債から目7教育債まで、合計4,900万円の増額補正をお願いしております。説明欄記載の各事業の財源として補正をお願いするものでございます。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額42万9,000円でございます。職員採用試験について、今年度からS P I試験を導入したところ、応募者数が増加したこと、また、年度途中退職者があった関係で募集人員や職種が増えた結果、試験問題取扱量が当初予定を上回ったため、補正予算をお願いするものでございます。現在、50名分の予算でございますが、今回の補正で65名分を追加でお願いしております。

目3財産管理費、補正額66万円でございます。

令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）関係資料を御覧ください。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目でございます。

事業概要をお願いいたします。

昨年度取壊しいたしました旧医師住宅の町有地につきまして、売却準備を進める中で、町有地となる以前に設定されていた仮差押登記が残っていることが判明したため、その仮差押登記の解除手続に必要となる予算をお願いするものです。具体的には、登記抹消請求訴訟を起こすことで仮差押登記の取消しを行います。

なお、債権者の法人が現存しないため、特別代理人選任が必要とのことでございます。

補正予算額は、顧問弁護業務委託で22万円、特別代理人選任に必要な手数料で44万円をお願いしております。

議案にお戻りください。

目12新庁舎整備事業費、補正額40万円でございます。

関係資料の2ページをお願いいたします。

補正概要を御覧ください。

報酬費、旅費につきましては、先ほど条例の御可決をいただきました那智勝浦町新庁舎整備方針検討委員会に係る委員報酬及び費用弁償でございます。需用費、役務費につきましては、会議の開催に必要となる事務費でございます。

債務負担行為4,561万7,000円につきましては、新庁舎整備基本構想・基本計画策定支援業務委託の予算としてお願いするものでございます。

現役場庁舎につきましては、老朽化や立地が津波の予想浸水域にある等の様々な課題を抱えておりすることから、今後どのようにすべきか、ゼロベースからの検討を進めてまいります。役場本庁舎は、平常時には行政の拠点として、また、災害発生時等の有事の際には災害対策や事後復興の拠点として極めて重要な役割が期待されております。また、仮に庁舎を建て替えるとした場合には、将来数十年にわたる町の拠点となる大事業でございます。本町におきましては、その基本構想・基本計画を策定するに当たり、幅広い専門的知識を持つコンサルタントに委託することにより、客觀性、合理性を備えた計画を策定するとともに、議会や住民の皆様にも説明しやすい形で合意形成を進めてまいりたいと考え、本債務負担行為の予算をお願いするものでございます。

なお、本業務委託に係る事業者選定方法につきましては、公募型プロポーザルを予定しております。また、契約期間は令和7年度、令和8年度を予定しております。

議案にお戻りください。

19ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目5災害対策費、補正額605万2,000円でございます。内訳としまして、節10需用費88万2,000円は、市野々地区の一部の防災無線子局で不具合が生じているため、その子局の電源増幅部の修理を行うものと、那智中学校の旧校舎にある防災備蓄倉庫が手狭となっていましたが、学校側から廊下の一部について備蓄場所として御協力いただきましたので、間仕切りの設置をさせていただくもの、また、災害発生時において、県との間で情報交換するためのシステム、防災情報システムのバッテリー交換を実施するものでございます。

節12委託料517万円につきましては、説明欄に記載の防災行政無線Jアラート受信機更改装業務委託でございます。現在運用しておりますJアラート受信機は、導入から5年以上が経過して、構成部品の老朽化等に伴う故障から、緊急情報伝達に支障を来すおそれがあること、また、令和8年度末をもって現行受信機の故障によるメーカーサポートが終了することから、補正予算をお願いするものでございます。

21ページをお願いいたします。

款11公債費、目1元金につきましては、財源内訳の変更をお願いしております。

次の22ページからは給与費明細書でございます。説明は割愛させていただきます。

総務課からの説明は以上でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（加藤康高君） 住民課長太田さん。

○住民課長（太田貴郎君） 住民課の関係について説明させていただきます。

10ページをお願いします。

歳入です。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1社会保障・税番号制度システム整備費補助金の68万2,000円は、歳出で補正をお願いしています委託料の全額を受け入れるものです。

13ページをお願いします。

歳出です。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節3職員手当等の50万円の増額は、育休職員の代替職員が見つかっておらず、その職員が復帰予定までの8か月間と、法改正に伴う業務量の増加により見込まれる超過勤務手当の補正をお願いするものです。

節12委託料の68万2,000円の増額補正は、法改正に伴い、令和8年5月26日以降に戸籍に振り仮名を一括登録するためのシステム改修を行うもので、節17備品購入費の4万円につきましては、戸籍システムのクラウド化に伴い返還する機器の中に他のシステムとの連携に必要なモニターが含まれていることが判明したことから、そのモニターを買い上げるための費用の補正をお願いするものです。

14ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目8重度心身障害児者福祉医療費の補正額2,000円は、令和6年度分県支出金の精算に係る返納金となっています。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤康高君） 福祉課長仲さん。

○福祉課長（仲 紀彦君） 福祉課の関係について御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

下段の款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節5低所得者介護保険料軽減負担金18万8,000円と、10ページをお願いいたします。下段の款16県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節8低所得者介護保険料軽減負担金9万5,000円は、令和6年度分当該負担金の精算に伴う追加交付分を受け入れるものでございます。

10ページの上段の款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節6障害者総合支援事業費補助金18万1,000円は、後ほど歳出で説明します障害福祉サービスのシステム改修費用に対する2分の1を受け入れるものでございます。

14ページをお願いします。

歳出でございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目3 老人福祉費、節10需用費85万8,000円は、デイサービスセンターゆうゆうの正面玄関の自動ドアの修繕費用でございます。

節22償還金、利子及び割引料7万7,000円は、令和6年度高齢者地域福祉推進事業補助金等の精算に伴う返納金でございます。

節27繰出金37万8,000円は、先ほど歳入で説明いたしました低所得者介護保険料軽減負担金の国、県の追加交付分に町負担分を合わせて繰り出すものでございます。

目5 町民センター費、節22償還金、利子及び割引料6万5,000円は、令和6年度地方改善施設費補助金の精算に伴う返納金でございます。

目7 障害者福祉費、節12委託料36万3,000円は、説明欄記載のシステム改修業務委託で、本年10月1日より新たな障害福祉サービスとして施行される就労選択支援事業に対応するためのシステム改修費用でございます。

15ページをお願いします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目2 予防費、節22償還金、利子及び割引料255万1,000円は、説明欄1行目の国庫支出金返納金は令和6年度感染症予防事業費等補助金の精算に伴う返納金でございます。次の新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金返納金は、接種1回当たり8,300円の助成金で、令和6年度分の精算による返納金です。当初接種見込み675名で概算交付を受けておりましたが、実績で415名となつたため、超過分を返還するものでございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） こども未来課の関係について御説明申し上げます。

14ページをお願いします。

歳出でございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目9ひとり親家庭等福祉医療費、節22償還金、利子及び割引料55万9,000円の増額は、令和6年度の和歌山県ひとり親家庭医療費補助金の額の確定に伴う返納金でございます。

15ページをお願いします。

項2 児童福祉費、目4 子ども医療対策費、節22償還金、利子及び割引料19万4,000円の増額は、令和6年度の和歌山県乳幼児医療費補助金の額の確定に伴う返納金でございます。

こども未来課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 農林水産課の関係について説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。

歳入です。

款17財産収入、項2 財産売払収入、目1 不動産売払収入、節1 不動産売払収入1,461万

9,000円につきましては、旧勝浦シーハウス熊野灘の売却による収入でございます。

16ページをお願いいたします。

歳出です。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金、補助及び交付金35万円につきましては、耕作放棄地対策として、学校給食米に対する補助金でございます。近年の米価高騰の影響により、当初予算の算出単価では市場価格との差がさらに開いたため、上乗せ補助を行うものでございます。

目5那智駅交流センター管理費、補正額13万8,000円につきましては、道の駅なら指定管理業者を選定するための委員報酬2万8,000円と費用弁償11万円でございます。

項2林業費、目1林業総務費、節14工事請負費、補正額150万円につきましては、林道維持補修工事についてでございます。こちらにつきましては、当初予算執行率が60%を超え、維持管理に早急な対応ができるよう、増額の補正をお願いするものでございます。

補正予算資料の4ページ、5ページを御覧ください。

款5農林水産業費、項2林業費、目1林業総務費、節14工事請負費、1、林道西中野川線道路災害防除工事1,200万円につきましては、令和7年4月10日の降雨により林道西中野川線内でのり面が崩落し、現在、通行止めしております。崩落面が徐々に大きくなっていることから、これ以上の崩落拡大を防止するために、緊急的に対策を講ずる必要があり、補正をするものでございます。

予算書の20ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1町単独農林水産施設災害復旧費、節14工事請負費、補正額100万円につきましては、当初予算執行率が85%を超え、降雨災害等に緊急に対応できるよう、事前の予算の確保をお願いするものでございます。

農林水産課の関係は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（加藤康高君）　観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君）　観光企画課の関係について御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節7地域経済循環創造事業交付金423万5,000円は、事業内容の詳細については歳出で御説明申し上げます。この交付金は、通称ローカル10,000プロジェクトといいまして、総務省が地域の人材、資源、資金を活用した新たなビジネスを立ち上げようとする民間事業者などの初期投資費用を支援するもので、国からは総事業費の3分の1を補助、町からは6分の1の補助となっており、合わせて2分の1が事業者への補助となります。

目7商工費国庫補助金、節1社会資本整備総合交付金750万円は、昨年からの業務、大門坂駐車場リニューアル改修基本計画策定業務が完了しました。今回の事業は、引き続き街なみ環境整備事業の国の交付金を活用し、大門坂駐車場内の案内所、トイレの再整備事業に対し、国

からの交付金2分の1を受け入れるものでございます。

12ページをお願いします。

歳出でございます。

資料については6ページとなっております。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費635万3,000円は、歳入でもありましたローカル10,000プロジェクトを活用し、民間事業者から大泰寺における熊野古道大辺路観光拠点整備事業の申請がありました。総事業費1,270万7,000円で、事業者負担635万4,000円、国423万5,000円、町211万8,000円となっております。内容としましては、大辺路の中継点である大泰寺に観光案内所、お土産販売所、カフェバーといった多様な観光拠点を整備し、大辺路の巡礼者の増加と地域産品の販売による地域事業者の所得向上と雇用の増加を促すものでございます。町としましては、民間事業者の支援として、今回補正をお願いするものです。

17ページをお願いします。

款6商工費、項2観光費、目2観光振興費、節10需用費166万1,000円は、資料7ページも併せてお願いします。2つの修繕を予定しておりますが、初めに、紀伊勝浦駅前のトイレ防水修繕でございます。施設の老朽化に伴い、雨漏りが発生、写真のほうは女子トイレの状況となっております。工事の方法としましては、屋根全体に塗膜防水を施し、雨漏りを防ぐ修繕を行います。予算額は121万円となっております。

次に、那智高原トイレ給水施設の取水ポンプの修繕でございます。経年劣化のため、取水ポンプのジョイントの交換のほか、取水パイプ40メートルの取替え修繕を行います。予算額は45万1,000円となります。

節12委託料1,500万円は、資料8ページのほうになっております。歳入でもありました街のみ環境整備事業費を活用するもので、今回は大門坂駐車場リニューアル改修基本計画策定業務の完了に伴い、大門坂駐車場内にある建屋の案内所、トイレ等の設計業務を委託するものです。

目的は、現在の大門坂駐車場は2005年に完成し、20年が経過しましたが、世界遺産登録後の来訪者の増加や近年のインバウンドの増加により、駐車台数の不足、隣接するバス停の利便性など、多くの課題を抱えております。駐車場のリニューアル案については既に委員会でお示ししているところですが、今回の建屋の設計業務は、老朽化した案内所、トイレを統合するものです。

現在のトイレは駐車場位置から離れており、身障者の方が利用しづらく、2013年施行の障害者差別解消法による環境整備からも、早急な改善整備が必要と考えます。また、汚水処理の構造も、建設当時は環境に優しい最先端の技術を取り入れたものの、現在では不具合も多く、修繕費がかさんでいる状況でございます。また、那智山行きの大門坂バス停は、停車位置も狭く、乗降者には大変危険な状況でございます。バス利用者の利便性、安全性の観点からも、バス停を駐車場内に引き込むことで、課題の解消となります。また、周辺住民が急な豪雨災害の一時避難所の要望もあり、その役割を兼ねることも可能となっております。

大門坂駐車場は世界遺産熊野古道の玄関口であり、観光客が一番最初に接する空間でござい

ます。景観に配慮したリニューアルを行い、観光客の満足度を高め、再訪や周遊につながると考えております。

なお、本業務につきましては、公募型プロポーザルを予定しております。

節16公有財産購入費5,812万1,000円は、資料9ページのほうになります。令和3年度に土地開発基金で津波避難施設整備用地として購入した土地について、避難タワー整備用地を差し引いた残地分約1,633平米を一般会計で買い戻し、行政財産として取得するものです。なお、タワー整備後は駐車場用地として使用する予定となっております。

観光企画課の関係は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（加藤康高君） 建設課長井道さん。

○建設課長（井道則也君） 建設課の関係につきまして御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目5土木使用料、節4建設残土処理場使用料2,068万8,000円の増額をお願いするものでございます。当初は紀伊山系砂防事業による搬入土量を計上していましたが、追加で和歌山県工事の土砂が搬入することによる増でございます。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目9地籍調査費、節11役務費38万5,000円の増額をお願いするものです。地籍調査業務において、現地立会いの通知に無反応な所有者に対して、複数回の通知など、筆界未定解消のための制度改定による郵送料の増でございます。

18ページをお願いいたします。

款7土木費、項1土木管理費、目2大谷地区残土処理場整備事業費326万6,000円の増額をお願いするものです。歳入でも説明いたしましたが、例年では、整地業務は10月から3月にかけてが繁忙期となるんですが、今年度は4月から和歌山県工事による土砂の搬入があったため、予算を前倒しして委託契約を行っており、今後不足すると見込まれる整地業務に関わる費用でございます。

目3粉白地区残土処理場整備事業費336万円をお願いするものです。

建設課関係資料の12ページを御覧ください。

場所は粉白・玉ノ浦地区の国道42号沿い谷あいで、串本太地道路の工事で発生した残土を活用し、高台造成するための用地購入、分筆費用でございます。ピンク色の部分が今回購入箇所でございます。令和4年度において交渉を行ってまいりましたが、土地所有者との合意が得られず、再度交渉の結果、御理解をいただけたため、計上させていただいております。

予算書19ページに戻っていただきまして、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費、節14工事請負費1,800万円は、備考欄記載3件分の工事費でございます。

節21補償、補填及び賠償金70万円は、新クリーンセンター付近町道大浦2号線沿いの電柱移設費でございます。

建設課の関係につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（加藤康高君） 消防長樋尾さん。

○消防長（樋尾光俊君） 消防本部の関係について御説明申し上げます。

19ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8 消防費、項1 消防費、目3 消防施設費、節14工事請負費、補正額111万9,000円の増額につきましては、説明欄記載の簡易防火水槽の補修費用でございます。

補正予算関係資料20ページのほうをお願いいたします。

井鹿地区に設置しています容量20トンの簡易防火水槽です。水漏れを起こしており、有効な水量を維持できないため、内面をF R P防水加工でコーティングし、外側を耐久性の高いウレタン塗装で塗り替える補修工事を施工するものでございます。

消防本部の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（加藤康高君） 教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） 教育委員会の関係について御説明申し上げます。

20ページをお願いいたします。

歳出です。

款9 教育費、項4 社会教育費、目4 文化財保護費、補正額244万9,000円につきましては、節区分12委託料、下里古墳出土遺物等整理支援業務委託をお願いしております。

下里古墳につきましては、昭和47年8月の第1次調査を経て、昭和48年5月に県指定史跡、昭和51年2月に国指定史跡となっております。その後、歴史遺産を生かしたまちづくり機運が高まる中、町教育委員会によって古墳の積極的な保存活用を図るべく、県教委指導の下、平成11年には下里古墳整備委員会を発足させ、協議を行っております。その結果、保存整備計画を作成するために、現状をより正確に把握する必要があるとして、平成12年には第2次発掘調査を実施、第2次調査実施後の平成14年3月には、教育委員会から出された下里古墳整備活用基本計画において、史跡公園としての概案が示されています。また、第2次調査で確認された周溝の全容を調査すべく、平成17年に第3次発掘調査を実施しておるところでございます。

第1次発掘調査におきましては、報告書まで作成され、公表に至っておりますが、平成12年の第2次発掘調査及び第3次発掘調査につきましては、報告書が未完成状態となっており、町文化財審議会からも発掘調査で得られた調査結果が学術研究等に引用することができない等、支障が出ている点の指摘を受けております。残された資料を基に、年度内の完成を目指しておりましたが、6月末で学芸員の退職もあり、自力での遂行は困難な状況となっております。和歌山県等関係機関にも相談する中で、県内の発掘等の業務に精通しております公益社団法人和歌山県文化財センターに報告書の作成をお願いするものであります。

続きまして、目3 体育文化会館費、補正額1,050万5,000円につきましては、節区分14工事請負費2件を計上させていただいております。体育文化会館におきましては、令和8年度にインターハイレスリング競技の開催が予定されており、環境整備を早急に行う必要が生じております。

す。

補正予算資料につきましては、22、23ページをお願いいたします。

23ページに平面図をつけさせていただいております。黄色で囲っている部分がシャワー室の改修工事、赤色で囲っている部分につきましては防水改修工事の該当箇所となります。シャワー室改修工事といたしまして760万1,000円を計上させていただいております。現在、男女各更衣室に各3基ずつ、計6基設置しておりますシャワーにつきましては、男性更衣室の一部を除き、お湯が出ない状態になっており、修繕が必要な状態となっております。改修につきましては、現行の給湯器の交換と、配管につきましても、老朽化によるさび等の腐食が見られることから、交換の改修を考えております。

2件目につきましては、防水改修工事290万4,000円を計上させていただいております。昨年度、施設全体の雨漏り調査を実施したところ、舞台横にあります控室の天井部分より雨漏りが発生していることが判明しております。控室につきましては、来年度開催のインターハイレスリング競技では審判控室としての利用も予定されておりますが、通年におきましても、舞踊祭や各イベントにおきまして控室の利用が予定されていることから、今回、補正予算での計上をお願いするものでございます。改修につきましては、控室の空調室外機等を配置しているスペースにあります風防材等の撤去及び外壁、屋根用塗膜防水材を塗る予定となっております。

教育委員会の関係は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（加藤康高君） 休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時04分 休憩

13時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加藤康高君） それでは、再開します。

質疑を行います。

7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） すみません、3点質問させていただきます。この別添資料のほうが分かりやすいのがあるんで、関係資料の6ページのところです。これは大泰寺さんのところを地域経済循環創造事業補助金を使って整備するというところで、この一番下に一般財源ですね、町が負担すべき211万8,000円というところがあるんですが、この事業概要のこの説明のところ、真ん中よりも少し下段のところで、町費211万8,000円（特別交付税対象）となっているということは、特別交付税で手当てしていただけるということで、自己負担実質ないというふうに理解してよろしいのかというところが1点です。

もう1点、これも関係資料でお願いします。8ページの大門坂駐車場のところです。これは観光案内所とバス停を整備していただくということで、一つ確認というか、念押しでお願いしたいところは、委員会でも申し上げたとおり、ここの場所は非常に風が強いと。ふだんから風も強いし、台風等のときには物すごい突風が吹き荒れるような場所なんで、あくまでもこれは

イメージ図だと思うんですが、大屋根の部分は極力立ちを低くするとか、本当は片屋根みたいのがいいんですけど、これでしたら立ちを低くしていただいて、あまりデザイン性ではなくて、やはり堅牢なものにしていただきたいというのを再度念押しでお願いをしておきます。

それと、あと当然、当たり前で考えていただいていると思いますが、これは同じ敷地内に土砂災害啓発センターがあって、これも純木造、一見すると鉄骨とかコンクリートのような大きな建物ですけども、木造で、全て県内産を使っていて、外壁は杉の板を張ってるということなんで、デザインまで似せる必要はないんですけど、壁の色とか屋根の色とか、ある程度ちょっと何か調和が取れたほうがいいのと、あと、特に内装なんかは匂いがするぐらいの、ヒノキの良質な材を使っていただけたら、公共施設の木質化ということで、森林環境譲与税も投入できると思いますので、そこら辺は当然考えてくださっていると思いますが、念のために申し上げておきます。

それと、予算書のほうで5ページの債務負担行為ですね。新庁舎の整備基本構想、これは非常に大きな額なんですが、役場庁舎といった場合には、今のこの庁舎なんんですけど、役場機能といった場合には、今現在ここに含まれてない、水道事業所だと、教育センター、教育委員会も当然、検討に入っているのかということですね。

万が一、複合施設のような形になれば、大きな建物になれば、そこに教育委員会だと水道事業所も入れられる可能性がありますけど、もしこの耐震だけで終わった場合には、水道事業所とか教育センターがそのまま取り残されるということになるんで、その場合にはそこらはどうするのかという、そこまでもちょっと広げてこの構想の中に入れていただいたほうが、役場庁舎だけじゃなくて、役場機能を大災害時にどうやって維持するかということと、やっぱり教育委員会とか水道事業所の職員等も命の危険にさらされることで取り残されないようにということも考えて、その辺も含めて、この構想の中に入っているのかということを確認させていただきます。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） 5ページの債務負担行為、新庁舎整備基本構想・基本計画策定支援業務委託についての御質問でございます。

まず、水道と教育委員会ですけども、現在は出先機関ということで、それぞれ別々の事務所で現在、運営を行っております。もし新しく建つということになりますと、当然、事務所と一緒にすることを検討するものとなってございます。

ただ、教育委員会につきましては、附属する機関がございまして、青少年センターであったり、それから地教連の指導室、それからあと適応指導教室といった事業も行っています。また、公民館機能も備えておりますので、その辺りをどう取り扱っていくかということは十分検討が必要になってこようかと思います。

それとあと、もしこの庁舎の耐震だけになった場合、当然、水道事業所につきましても、教育センターにつきましても、浸水区域内になりますので、そちらのほうについてもどのようにすべきかというのは、その際には検討するべき課題となってございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） お答えいたします。

まず、資料でありました6ページのローカル10,000プロジェクトの関係でございます。町費としまして211万8,000円の補正をお願いしているところでございますが、こちら特別交付税対象ということで聞いておりますので、今のところ真水の分はないということで確認しているところでございます。

それと、大門坂駐車場の件だと思います。こちらについては、まず、建屋の強風対策等というところがございます。確かに大屋根ということで、かなり大きな面積を持ちますので、その辺の対応はきっちりしていきたいというふうに思っております。また、一時避難所的な扱いということも当局としまして考えておりますので、そこは強風対策きっちり行つていただきたいなというふうに思っております。

また、森林環境譲与税を使えるんではないかというところも、やはり景観に配慮した建屋にしていきたいと思っておりますので、譲与税的にも木質部分には使用可能かなというふうに思っておりますので、その辺も有意義な譲与税の活用なり、景観に配慮した建屋にしていきたいなというふうに思っております。いろいろ御提案ありがとうございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はありませんか。

3番城本議員。

○3番（城本和男君） 3点お伺いしたいんですけど、5ページの新庁舎の基本構想なんですけども、この4,561万7,000円の債務負担行為、これは全部コンサル委託ということでおろしいんでしょうか。それと、その内容が、新庁舎の整備の委員会の運営とかを任せ、この構想とか計画をつくるようなものなのかどうか、確認をさせてください。

17ページの大門坂の事業なんですけども、これは建物の設計みたいな形で説明されておりましたが、総事業費ですね、何もかも含めるとこれ幾らになるのか。必要だと思うんですけども、駐車料金の方向性も決まってない中で、先へ先へと事業が進められているんじゃないかなということでちょっと疑問に思うんですけども、ほかの事業においても町の方針がちょっと曖昧な中で事業が進められているような気がします。

それと、17ページの築地地区の駐車場の利用用地ですね。これ事業計画みたいなのがあるんでしょうか。駐車場の整備計画ですね。図面とか、そんなものがあるのかどうか。また、購入とかに整備事業の中で財源はないのかどうか。それと、この整備事業費ですね、総額幾らぐらいかかるのか。まず計画ばっかりあって、総事業費とか中身がちょっと分かりづらいんで、お願いをいたします。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） まず、債務負担行為のこの金額について、これはコンサルへの全て委託だろうかということなんですけども、一応事業的には基本構想・基本計画の策定支援業務委

託ということの限度額ということで御理解いただければと思います。

そして、検討委員会の運営をコンサルに任せることでございますけれども、運営につきましては、当局のほうで運営を執り行うということになろうかと考えてございます。そしてまた、運営の支援については、資料作成であったり、そういった部分については事業者ほうに一部委託する部分もあろうかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君）　観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君）　大門坂駐車場の総事業費というところで、私のほうからお答えさせていただきます。

さきに行われました大門坂駐車場リニューアル改修基本計画策定業務の中でトータルの予算がはじかれておりまして、現在のところ、4億1,800万円程度の予算をはじいているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君）　建設課長井道さん。

○建設課長（井道則也君）　計画ですね、あるのかどうかということですけども、避難タワー今やつてますけど、その中で全て駐車場の計画とかこれ入っていますので、計画があるといえばあるということになると思います。よろしいでしょうか。

すいません、事業費なんですけど、今現在、幾らというのをここでちょっと申し上げられないと、また後ほどということでもよろしいでしょうか。ちょっと今持ち合わせておりますので、後ほど。確認して、後ほど報告させてもらいます。

以上です。

○議長（加藤康高君）　3番城本議員。

○3番（城本和男君）　新庁舎の関係の委託について、ちょっと曖昧な表現なんですけども、今のところまだ、行政側から見たら決まってないところもあるのかなと思います。ただ、コンサル任せにするのではなく、当然なんですけども、町のほうで運営していただきたいと思います。

大門坂の関係、駐車場の事業4億1,800万円ということで、必要だと思うんですけども、駐車料金の扱いとか、もっと決まってからきっちりとやっていったほうがいいんじゃないかなと私自身は思います。その辺りいかがでしょうか。

それと、築地地区の駐車場料金のほうなんですけども、全体の事業費がまだ当たってないということですけども、観光機構のビーコンとか何か、データ収集とか、町内の周遊とかいう、勝浦と大門坂を結んでというふうな方針なんですけども、この駐車場の経営会社ですね、タイムズとかいうところなんですけども、その会社の方針みたいなのに町の観光施策が振り回されてるような感じがするんですけども、この2つ、大門坂とにぎわいの前の駐車場なんんですけども、町の大きな事業ですね。1つは4億円、1つも相当かかると思うんですよね。そういうのがちょっと全体の、両方の計画の基本計画みたいな、基本計画というなんか、大まかな計画がなしに、何かちょっと個別に進めているような、何か振り回されてるような気がするんですけど

も、そこら辺りいかがでしょうか。

○議長（加藤康高君）　観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君）　お答えします。

まずは大門坂の件でございますが、駐車場料金の話も前回委員会のほうでも並行して検討してまいりますというようなこともお話しさせていただきましたが、やはりこちらについては慎重に検討する必要があるかなというふうには思っております。しかし、本日の建屋の計画につきましては、やはり説明でも申し上げましたように、障害者差別解消法のこともありますし、避難所、一時的なもので使用できるところもありますので、できるだけ早く整備していきたいというところでございます。

また、にぎわい前の駐車場の件につきましては、もともとあそこは駐車場として利用しておったところが、今回、タワーの整備として土地を取得し、そして残地を駐車場にというところもございますので、実際のところ、繁忙期になりますと、町なかでは駐車台数が足りないということで路駐も見受けられます。そういうのもやっぱり利用者、観光客の満足度を上げるには、やはりそういう対応も、駐車場の確保もきっちり必要かなというふうに考えておりますので、そこは駐車場の業者に振り回されてるというところでは一切ございませんので、町としてきちんと対応していきたいというところでございます。

以上です。

○議長（加藤康高君）　3番城本議員。

○3番（城本和男君）　これだけの大きな事業、2つの大きな事業を、その関連だけでも駐車場に関連してやってますんで、予算がこんだけ大きな事業で進められてますけども、その一方で、道の駅なつについては農林水産課任せで、まるで赤字だということで、215万円の修繕もできないような形になってるんですけども、その辺り、同じ町の予算の中に、道の駅の予算も出てましたけども、この予算書の中で、同じ施設であるのに、道の駅についても、交流の施設であり、地域振興の施設もあるんですけども、何かちょっと扱いが違うなというふうに疑問に思ってるんですけども、それについては答弁結構なんですけども、ちょっと予算書を見た感じ、何かちょっと不自然を感じました。答弁は結構です。

○議長（加藤康高君）　ほかに質疑はありますか。

2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君）　5ページの債務負担行為の件なんんですけど、僕もちょっと詳細な内訳がちょっとない中で、ちょっと判断するのは難しいなって思ってるような状況で、何か内訳書みたいなものを提供していただくことは無理なんでしょうかということが1点です。

あと、次からはこっちのまとめてくれている関係資料のほうで、6ページの大泰寺の件なんですけれども、これ僕すごいいいなと思って、公民連携とはこういうことなんだなと思うんですけど、やっぱし町のお金が入るんで、観光案内の部分とかの営業時間とか、そういったのは、取決めっていいですか、この時間開いてますよとかいうのがあれば教えてください。

8ページですね、大門坂の件なんですけれども、今回これ設計業務で、建屋の設計業務で

1,500万円ということなんですかけれども、僕、工事やってたんでちょっとと思ったんですけど、やっぱり全体設計があつて部分設計があるのが普通かなと思うんですけど、それはなぜかというと、全体設計であれば、土の増減を調整できるというか、やっぱし土を出すのにもお金かかりますし、土を持ってくる、入れるのにもお金かかるんで、結局、トータルでゼロになるような設計が一番安価にできる工事ですので、部分設計から先してしまうと、ここでこんだけ土が出ましたで終わっちゃって、また次の工事、土が出るのか入れるのかという話をまた別途しなくてはいけないんで、コスト増になると思います。

建物の、先高さを決めちゃうと、結局そこに取り合戦にいかないといけないんで、側溝とかの勾配もそこに合わせる、準じるみたいな形になるんで、側溝も、ちょっと専門的な話になりますけど、普通のこういうU字溝という勾配が決まった側溝と、自由勾配側溝といって、据えてからいろいろ側溝の流れを決めれる側溝の種類がありまして、やっぱり全体設計をしてからですと、割と安価な側溝を選択できるんですけども、ある程度取り付くところが決まっちゃうと、これしかできないってやっぱし限定されてくるんで、それもコスト増の要因になるんで、ちょっと全体設計をしてから部分設計、部分発注という形の流れが通常だと思うんで、今回何でこういった部分設計先にしたかというのをちょっと教えてください。

あと、20ページですね、防火水槽の件なんですけど、これ修繕ということで、111万円かかるみたいなんんですけど、この修繕で何年ぐらいもつような予定なのかというのと、新しいを設置したら幾らぐらいで、耐用年数は何年ぐらいなのかという、ちょっと比較対象も教えてください。

22ページですね、体文のシャワーの件なんですけども、こちらはやっぱしちょっと給湯施設設備のシャワーのやり替えがすごく高いなと感じるんですが、すいません。その前に、シャワーはいつから止まってたか、ちょっと教えてください。結構僕、住民懇談会に参加したときに住民からの意見も出てたんで、ちょっとそれを教えてくださいというのと、この費用を見たときに、やっぱりすごい高いなと思ったんですけど、やっぱし外に給湯器つけてそこから引っ張ってくるというので、距離があるんでそうなるなんかと思うんですけども、何か室内に電気温水器をつけて、設置したりとかしたら安いんじゃないかとか思うんですけど、そういうた比較はされたんでしょうかということと、体文、この位置図見ると、喫煙所のところ辺も雨漏りしていると思うんですけども、今回それを検討した上で、また今度ってことになったのかどうかということと、あと、最後です。すいません。

21ページ、下里古墳の件ですね。今回のこの事業で一旦一件落着という形になるのかというのを確認させてください。その後またこんなことしなくちやいけないということがあれば教えてください。

以上です。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） まず、5ページの債務負担行為の件についてお答えいたします。

この予算額の内訳がないのかという御質問でございますけども、今回、この金額につきまし

ては、コンサル事業者から参考見積書を徵取いたしました。その上で予算計上させていただいております。金額につきましてはあくまでも限度額ということで、この金額をもって契約を行うということではございませんので、その点は御理解いただきますようお願ひいたします。

そして、その内訳ですけども、また発注する際には仕様書等をお見せすることは可能だと思うのですけども、現在、その仕様書について詰めている段階でございます。現状、想定しております内容につきましては、まず、基本構想については、集約化、複合化の検討、新築移転の場合、これは新築移転となった場合ですけども、候補地の検討、基本的機能の整理検討、これにつきましては、災害対応や防災拠点機能、執務環境、ＩＣＴ等デジタル技術の活用、ユニバーサルデザインの導入など、それから庁舎の規模、概算事業費の算出、財源確保に関する調査、事業手法の検討、これについては、分離発注、ＤＢ方式、ＰＦＩ方式などの検討でございます。それと基本構想の合意形成等の支援、これはアンケートであったり、ワークショップであったりといったところです。その他となっております。

基本計画につきましては、関係法令の整理、土地利用計画、施設機能検討、構造設備計画、これにつきましては、施設の配置であったり、ゾーニングなどでございます。それから事業計画事業費、基本計画図とイメージパースの作成、その他ということで、現段階で考えているのはそういう状況ですけども、今後また詰めて、発注の際には仕様書としてお示ししたいと考えてございます。

○議長（加藤康高君）　建設課長井道さん。

○建設課長（井道則也君）　大門坂のトイレだけじゃなくて、まず全体を考えるんじゃないかというお話ですけども、議員おっしゃいますように、これ高さとかいろいろ全体で考えるのと、一部を考えるとあれば、どうしても考え方というものに差が出たり、そして、おっしゃいますように、トイレの部分だけという考え方であれば、そこに後で、そこへ合わせにいかなければいけないような、そういうところがございますので、今回、トイレ使いながら、トイレ周辺の設計ということですけども、順番は少しちょっと逆になるかも分かりませんが、全体を考えながら、トイレ周りの高さとか、いろいろ計画的なものはちょっと考えさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（加藤康高君）　観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君）　お答えします。

大泰寺における観光案内所であったり、お土産の販売所、カフェバーということで、本当にぎわいの創出になるのかなというふうに思っておりますが、今のところ、今はちょっと計画書も手元にあるんですが、店のオープン時間というのはちょっと示されてない模様なので、ちょっと今、すいません、何時から何時までというのはちょっとお答えできません。

以上でございます。

○議長（加藤康高君）　消防長樋尾さん。

○消防長（樋尾光俊君）　井鹿地区の防火水槽に関する御質問でございます。

施工後の耐用年数の御質問でございますが、こちらは少し資料を持ち合わせてございませんので、後ほどまだお答えさせていただきます。

また、新しく施工した場合、幾らぐらいの費用がかかるという御質問でございますが、こちらの簡易防火水槽、20トンの防火水槽なのですが、30年ほど前に太田浄水場の薬剤を入れている水槽を譲り受けたものでございまして、現時点におきましても、こういった20トンの簡易防火水槽、FRP製の既存の防火水槽を造っているところはほとんどないというところで、その費用につきましても、現在ちょっと資料をお持ちしませんので、こちらのほうについても後ほど、申し訳ございませんが、回答させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤康高君） 教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） 体育文化会館の改修についての御質問でございます。

まず、シャワーの改修でございますけども、すいません、ちょっと資料の表現がちょっと適切でなくて申し訳ございません。給湯器に関しては、現在ついているもの、シャワー6基、それをそのまま交換するような形になるものでございます。

ただ、その配管につきましては、現在、埋設されているものがございますので、そこの部分をそのまま掘って替えるとなると、掘るのに費用がかかるということで、それで露出管で別のルートの形で改修するような形のものでございます。

それから、雨漏りの修繕につきましては、議員御指摘のとおり、昨年度の調査でほかの部分についても問題箇所というものは上がっておるんですが、取り急ぎ緊急を要するものということで、今回、利用頻度の高い部分ということで、こちらのところを上げさせていただいております。

最後に、下里古墳の委託料でございますけども、こちらに関しましても、長年の課題として残っていた部分でありますので、一応今回でこの問題に関しては一応解決できるようにというふうに考えております。

以上でございます。

すいません。シャワーの利用状況なんんですけども、現在、6基あるうち、男性のほう、女性のほう3基ずつございまして、男性のほうについては1基、女性部分については全てちょっと使えない状況になっております。こちらは多分使用頻度とかそういった問題もあると思うんですけども、すいません、ちょっといつからというのは、私ちょっと今把握していないんですけども、昨年異動した時点から詰まっておりました。お湯が出ない。

○議長（加藤康高君） 2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） 大泰寺の件で、やっぱし町のお金を投入するんで、やっぱしある程度こういうものやというのをしていただきたいなと思います。おおむね昼間は開いてるみたいなイメージで大丈夫ですかね。例えば週1回とかだと、すごい案内所の機能としてはどうなのかなって思いますし、週5日とか、ある程度開いてると考えたらいいのかなという確認と、あと、大門坂の件はちょっと、説明だとすごくそうですねって言いにくいですね。これ補助金の上限とか補助金の期限とかはあるんですかね。ちょっと確認させてください。

あと、防火水槽の件も、やっぱしこんないい案を出してきてくれてる前提なんで、やっぱしそういった検討した資料は十分準備していただくようお願いしたいと思います。

体文の件ですね。体文の件、何かすいません、僕も金額だけ見て、給湯器も替えるのかなと思ってたんですけども、配管のやり替えと水栓のやり替えで760万円。替えるんですか。そうですね。ほか、もっとこうしたら安くなるという検討はなかったんでしょうか。ちょっと760万円というのはすごく高いなという印象なんですけど、ほかにも検討した結果、これが一番安いということでおろしいんでしょうか。

○議長（加藤康高君）　観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君）　大泰寺の件でお答えさせていただきます。

今、手元にメモが届きました、今後の予定としましては、開設後の予定としましては、年中無休で朝9時から18時の予定でございます。人のスタッフ等の確保ができれば、さらに増えることもありますし、スタッフが確保されなければ縮小になる可能性もありますが、今、予定としましてはそういう計画で進めているというところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君）　消防長樋尾さん。

○消防長（樋尾光俊君）　議員の指摘のとおり、資料のほう持ち合わせてなくて誠に申し訳ございません。今ちょっと確認しました。先ほど申しましたとおり、20トンの簡易的な防火水槽というのは、現在造ってはおりませんし、業者に頼んでも防火水槽自体がございません。現在、消防本部のほうで設置したいと思っておるのは40トンの地上型の防火水槽になりますが、こちらのほう1,000万円程度の施工費用に現在なっておるところでございます。

あと、現在、こちらで施工した場合、今回の補正予算で施工した場合、何年、今度の防火水槽が耐年年数あるのかというのは、現在確認中でございますので、また後ほど御報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君）　教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君）　給湯器に関しましては、給湯器も交換ということでお願いいたします。

先ほどのコストの件に関しましては、先ほども申し上げましたように、現行の配管ですね、そちらの交換をそのまま行うと高額になるといったところで、ルート等の検討ということで、現在の予算のほうで上げさせていただいております。

以上です。

○議長（加藤康高君）　観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君）　現在の補助金750万円については、しかるべきところに確認を取った額でございます。今後の枠については、そこまで交渉というか、こちらから額という提示をお話はしてませんので、今この段階で余裕があるとか、どこまで余裕があるという、ちょっと回答はできないところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 同じく期限についても、今のところ、確認しているところではございません。申し訳ございません。

○議長（加藤康高君） 2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） 大泰寺さん、年中無休で9時から18時でやってくれることは大変ありがとうございます。

以上です。

○議長（加藤康高君） 消防長樋尾さん。

○消防長（樋尾光俊君） 申し訳ございません。耐用年数についてでございます。工事業者の方と少しちょっと、まだ見積りを取った業者とは連絡がつかないんですけども、新品、もしこれがFRPでありますと、20年から30年の耐用年数だということです。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 先ほど7番議員の質疑に答弁誤りがありましたので。

観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 先ほど7番議員からありました特別交付税の関係です。

先ほど町費211万8,000円につきまして、特別交付税が措置されるということでお答えさせていただきましたが、この額の半分になります。特別交付税が211万8,000円の2分の1、残りの2分の1が町費となりますので、町費は105万9,000円というところになります。大変申し訳ございませんでした。

○議長（加藤康高君） 建設課長井道さん。

○建設課長（井道則也君） すいません、先ほど避難タワーの、3番議員からの御質問の件なんですけど、大変お時間いただいてすいません。

全て、買い戻す部分も含めて、今、事業費になってます。そのうちでも2,500万円程度、駐車場の整備ということになっておりますので、含んでいるということになります。

以上です。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

8番東議員。

○8番（東信介君） すいません、何点か教えてください。大門坂の件と、あと体文のシャワーと、大泰寺の件でちょっとお聞きします。

多分、決算認定のところに二百七十何万かの社会資本のやつがあって、繰り越されて、当初予算と一緒に、大門坂の基本構想が立てられたと思うんですけど、委員会の中の説明は、図面見せていただいただけで、こういう形でこういう考え方でやりますということをちょっとお聞きしてないんで、その辺1点と、どういう内容のものか協議されたのかが1点と、体文のシャワーの件に関しては、工事内容がどんなもんなんか、もうちょっと詳細にしてもらわなんだら、この金額いうのは、例えば本当にシャワーと給湯器、ボイラーだけ替えるんか、それともシャワー室の中をきれいにし直すとか、あと附帯設備もそろえるとか、そういうことを言われんか

ったら、本当にシャワーとボイラーだけなんか、その辺ちょっと1点と、3点目の大泰寺の件なんですが、こうやってにぎわしてくれるというのはええんですけど、ちょっとお寺でやられるというんで、事業の提案者というのはお寺のどこでやられるんか。あとそれと、そこの場所の所有者なんか、管理者なんか、その辺ちょっとお聞きします。

○議長（加藤康高君）　観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君）　大門坂の件についてお答えいたします。

たしか8月、臨時委員会を開催させていただいたかと思います。そのときに大門坂のリニューアル改修基本計画ということで図面を示させていただきました。それが、駐車場台数の増減であったり、バスの駐車場も今のところじゃなくて、北側といいますか、上側に設置する。今回の建屋の案内所の場所であったりということで、そのときにいろいろ皆さんに御意見もいただきながら、出入口の改修であったりということで示した分が繰越しした分の基本計画でございますので、その基本計画が終了したというところを、今回、建屋の計画に移っているというところでございますが、よろしいでしょうか。そういうところでございます。

ごめんなさい、答弁漏れでございました。大泰寺につきましては、今回、場所も全て大泰寺の境内の中になっております。申請者も大泰寺であります、株式会社にはなっておるんですが、大泰寺の代表者のお名前になっておりますので、全てあの中で完結するということになつております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君）　教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君）　シャワー室の工事の内容でございます。現在の給湯器、そちらのほうを交換、それから給水管及び給湯器の配管の交換、あとシャワーヘッド等の交換ということで、特に内装を変えたりとか、そういったところの工事は予定しておりません。

以上でございます。

○議長（加藤康高君）　8番東議員。

○8番（東 信介君）　大門坂の件なんですけど、委員会で図面見せてもうて、説明されて、こういうのはどんなんという話はいっぱいあったと思うんですけど、そんなんも含めて、設計委託するんやと思うんやけど、あの中でもこういう図面ですって言うて、その中で、例えば駐車場を整備するに当たってでも、有料化にしていく駐車場と、今の無料の駐車場のやり方やつたら違うんやと思うんですけどね。だから、構想の中でそういうところはどういうふうに思われてあったんかいいうのも、多分委員会の中でも聞いたと思うんです。その辺はまだ決まってません言いやったけど、その辺はどのように思ってあるのかいうのが1点と、体文のシャワーなんですけど、僕も1回昔使ったことあるんやけど、あんまり室内きれいいやなかつたんやけど、それやつたら、中の塗装の塗り替えとかちょっと、せっかくインターハイで使うんやつたら、もうちょっときれいにされたほうがいいんちやうかなというのと、3番目、大泰寺の件なんですけど、自分のところのお寺やないので分からんのですけど、代表者というんか、よくお寺で問題になるのが、檀家が後で問題になって、和尚がもうやめたとかいうようなこと、よく問題が

あるんですけど、そういうところは問題が解消されてあるんだけちょっと聞きたかったんで、その辺分かったら。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） まず、大門坂駐車場の有料化の件でございますが、先ほどもお答えさせていただきましたが、有料化については、慎重に検討するべき課題だと思っておりますので、慎重に検討していきたいというふうに思っております。

また、今回の建屋の改修については、何度も申し上げますように、早急に課題を解決するべく、課題がたくさんありますので、そこは御理解いただきたいなというふうに思っております。

また、大泰寺についても、本当に今回新たな取組として、あの場所で観光客をもてなす施設としては本当に期待をしておるところでございます。その辺は、先ほど心配されていたことは問題ないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） 利用者目線での御意見ありがとうございます。参考にさせていただきまして、可能な範囲での対応を検討はしてまいりたいと思います。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

10番津本議員。

○10番（津本芳光君） すいません、先ほど観光企画課の答弁の中で、大泰寺の問題で、国費が423万何ぼですね、それから町費が211万8,000円ということで、それについて、町の負担はどう言ったときに、先ほどちょっと答弁で、町費は105万何ぼというふうに言うたと思うんですが、それであれば、ここで書いている町費の分おかしくなりませんか。それだけちょっとお願ひします。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） お答えします。

資料のほう6ページ、観光企画課関係資料6ページです。

こちら先ほど私の答弁誤りということで、町費のほうが211万8,000円全て特別交付税対象ということで、その訂正の上で、町費のほうがさらにこの2分の1、特別交付税が全て町費の分を賄ってくれるというような表現であったんですが、訂正していただきまして、町費の分の半分が特別交付税になるということでございます。105万9,000円が特別交付税、町費のほうもその半分ということで105万9,000円ということです。よろしいでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） そうすれば、町費のうちの211万8,000円のうちの特別交付税対象が2分の1だということになるわけですね。そういうことですね。了解です。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑。

5番藤社議員。

○5番（藤社和美君） 資料の8ページの大門坂駐車場周辺事業、これ1,500万円は建屋の設計業務ということで、今から話することはこのこととは関係ないんですけど、先ほどトータルの金額でどれぐらい要りますかという答弁に対して、4億1,800万円ですと、ちょっと場内ざわめいたぐらい、思ったより高額な金額出てきました。駐車場全体でそれぐらいなんでしょうけど、じゃあ何がお金かかるのか。7番議員が言うてくれたように、立派な大屋根の、デザイン性の高い大屋根のことなのか、それとも最先端のバイオのトイレにお金がかかるのか。

一個一個の予定というのは、もしかして立ってないんかもしれませんけど、その一つ一つのところでもう少し縮小というか、デザイン性にこだわらず、実用性とか、別の案が、この間委員会でしたことは、あれがスタートではなくてゼロベースですとは聞いてるんですけどね。ここまで金額が出てきてるとなると、やはりちょっとそこのところをもう少し金額を圧縮するような形でお願いできないかなというのがちょっと、今こここの時点で言うべきことではないとは思うんですけど、そちらのほうちょっと言っておきたいなと思って、ここに出てきましたけど、今出ている数字の中では、出ているものはあるんですか。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） お答えいたします。

資料8ページの件、大門坂駐車場の件だと思います。先ほど3番議員の際にもお答えしましたが、駐車場の整地整備、そして建屋の建設全て込み込みの全体の予算として今はじかれているのが4億1,860万円ということになっております。

以上でございます。

すいません、内訳ですが、建屋の部分で申し上げますと1億1,750万円、ほか、それを引いた分が、3億円ほどが駐車場整備に係るというところになろうかと思います。そうですね、トイレも入ってます。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

9番松本議員。

○9番（松本和彦君） すいません、5ページの債務負担行為の4,561万7,000円についてお尋ねします。

こちらは限度額ということなんですけども、こちらもし契約した場合は、それは一般財源から全部持ち出しなのかというところと、あと、成果物として、2番議員さんの質問に対しての答弁で、あんなことやこんなことやというのがあったんですけども、それがどういうふうな形で成果物が提出されるのかというところ、もう1点は、新庁舎建設に当たって、さきの議案でもありましたように、委員会の設置であったり、準備室の設置であったり、地方創生伴走支援の国の職員さんが来て、それを検討材料にするということがったり、その人たちの労力を経費換算したときに、最終的に令和7年度、8年度で、債務負担行為プラスアルファでどれぐらいを準備に経費として思ってるのかというのを教えていただきたいです。お願ひします。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

まず、基本構想・基本計画策定支援業務委託に係る財源ということでございますけども、これは一般財源ということになります。

そして、成果物でございますが、これはやはり基本構想に係る書籍、それから基本計画に関する書籍、そして、先ほどちょっと御説明しましたけども、イメージパースなどが成果物として提出いただことになろうかと考えてございます。

それとあと、令和7年度、8年度でかかる経費ということでございますが、債務負担行為、それから今回、補正予算として上げさせていただいた、僅かな金額でございますけども、会議に係る経費と、それから、令和8年度につきましては、現在は専従職員の割当が準備室のほうにできておりませんが、ちょっとこれが何人になるかというのは今はつきりと申し上げることはできないんですけども、仮でございますけども、仮に2名とした場合には、おおよその人件費として間接人件費を合わせると約1名当たり700万円掛ける2人程度の予算を経費についてはかかるかと見てございます。

そしてあと、伴走支援の方に係る経費でございますけども、これについては無償で国の御支援をいただいておりますので、これについては経費はかかるものでございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 国の地方創生伴走支援の職員さんなんんですけども、今回、庁舎のほうにもというところなんですが、これは関連になるかどうか分かりませんが、庁舎にばっかりやるんじゃなくて、宇久井の中学校の長寿命化とともに止まってるんで、何かその辺りにもお力添えいただくとか、そういうことに広くやるほうがいいんじゃないかなと思いまして、発言させていただきました。答弁結構です。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論はありませんか。

8番東議員。

○8番（東信介君） 今回の補正予算の件は、私みたいな一般事業者から考えたら、何ていうんですか、こういう計画でこういうものをつくるって、もっとリアルに考えてつくると思うんですけど、何かちょっとその辺が甘いなと思って、もっと計画していくものやなと思って、反対させていただきます。

○議長（加藤康高君） それでは、原案に賛成の討論はありませんか。

7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） 賛成の討論を行います。

今、8番議員さんからも多分、事業の今回の説明を聞いて納得いかない部分があったということだと思います。確かに非常に総額が今回上がってきたものは大きいので、そういうものからすると、答弁が物足りない、短かったという印象は否めないものがありますが、どれもただし喫緊の課題、やっぱりこの耐震性のない役場で100名以上の人人が仕事をしたり来庁している、これを放置できない。あと、大門坂の駐車場についても、これはもう以前からバリアフリー化になっていない。そして、あと、非常に交通事故の危険性もあります。路線バスから降りたお客様さんがバスの前に不意に飛び出してひかれそうになる、そういう一歩間違えれば事故になる事案が頻発している。

そういうことを考えたら、喫緊の課題で、確かに時間をかけて議論したらよいのかもしれません、多分この金額が、じゃあそれで大幅に安くなるということはほぼないと思います。ですから、今回、議論で物足りなかった部分については、今後、委員会でこちらから、議会の側からも指摘をして、訂正するなり、納得いくまで議論をしていったら、疑問は解消されると思います。ですから、事業の緊急性を考えてみて、この事業は速やかに遂行すべきだと思いますので、賛成いたします。

○議長（加藤康高君） 原案に反対の討論はありませんか。

9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 私は反対の立場として討論させていただきます。

おおむね議案のほう、いいとは思うんですが、第2表の債務負担行為について、やはり説明を受けても納得できなくて、やはりそんだけの金額を使うというのは、まずは、能力のある職員さんがたくさんおるんで、しっかり考えていただいて、やれること全部やって、答え出すべきやと思いますし、まずゼロベースで何もかも丸投げするとしか見えてないので、残念なんですが、反対として意見を述べさせていただきます。

○議長（加藤康高君） 原案に賛成の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） それでは、原案に反対の討論はありますか。

2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） 反対です。すごいいい案も多くて、お米の件とか、古墳の件とか、僕大賛成で、ありがたい話なんですけれども、やはり駐車場の件ですね。やっぱし順序が違うんじゃないかなと思って、経費がすごく変わってくると思います。7番議員さんがおっしゃったとおり、そんなに安くならないという見解みたいですけれども、側溝の種類が一つ変わったりとか、土を出さなくなったりっていいたら、何百万ってこの規模だと変わってきます。そこを小さいと見るか大きいと見るかなんですかとも、僕は大きいと思います。

一つ、もうちょっと質問する機会があれば妥協点を探りたかったんですけれども、一つここで妥協点を言うとすれば、今回、設計業務を発注して、そこを据え置いて、その追っかけで施工の前に全体設計を発注すれば、無駄がなくやれる可能性があるんで、その辺のときに補助金が出るか出ないかというのは、ちょっと質問する回数がなかったんで、ちょっと不明なままで

いう現状で判断すると、反対ということになります。

以上です。

○議長（加藤康高君） 原案に賛成の討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） それでは、原案に反対の討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） それでは、なしと認め、討論を終結することに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第87号について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（加藤康高君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

休憩します。再開15時。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

14時46分 休憩

15時00分 再開

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（加藤康高君） 再開します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第12 議案第88号 令和7年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）

○議長（加藤康高君） 日程第12、議案第88号令和7年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田さん。

○住民課長（太田貴郎君） 議案第88号令和7年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

今回は、令和6年度分の医療費の精算に係る国保連合会からの返還金と、国、県への返納金の補正をお願いするものです。

1ページ目です。

第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ534万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,884万3,000円とするものです。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

歳入合計、補正前の額20億8,349万9,000円、補正額534万4,000円、計20億8,884万3,000円です。

3ページをお願いします。

歳出です。

補正前の額、補正額、計ともに歳入と同額です。

4ページ、5ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括です。

歳入及び歳出それぞれ補正額534万4,000円の増額をお願いするもので、5ページ、歳出の補正額の財源内訳は、一般財源が534万4,000円の増額となっています。

6ページをお願いします。

2、歳入です。

款7繰越金、目1繰越金の補正額11万円は、令和6年度繰越金で、款8諸収入、項3雑入、目1雑入の523万4,000円は、診療報酬等の確定による国保連合会からの返還金の補正をお願いするものです。

7ページをお願いします。

3、歳出です。

款5諸支出金、項2諸費、目1国県支出金返納金の補正額534万4,000円は、システム整備に関する国庫補助金の精算と、療養給付費等に関する普通交付金の精算による国、県への返納金の補正をお願いするものです。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第88号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第89号 令和7年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（加藤康高君） 日程第13、議案第89号令和7年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長仲さん。

○福祉課長（仲 紀彦君） 議案第89号について御説明いたします。

議案第89号令和7年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ447万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,123万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款4支払基金交付金から款8繰越金の歳入合計、補正前の額20億7,676万5,000円に補正額447万3,000円を追加し、計20億8,123万8,000円とするものでございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

款5諸支出金の補正で、歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括は、4ページの歳入合計、5ページの歳出合計とともに同額でございます。

5ページの歳出補正額の財源内訳は、一般財源でございます。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目2地域支援事業支援交付金11万円は、総合事業に対する交付金で、令和6年度分の精算に伴う追加分を受け入れるものでございます。

款7繰入金、目1一般会計繰入金、節4低所得者保険料軽減繰入金37万8,000円は、一般会計で受入れしました介護保険料軽減負担金の精算に伴う国、県の追加交付分に町負担分を合わせ繰り入れるものでございます。

款8繰越金、目1繰越金398万5,000円は、前年度繰越金を受け入れるものでございます。

7ページをお願いします。

歳出でございます。

款5諸支出金、項2諸費、目1国県支出金返納金349万7,000円と、次の目2支払基金交付金返納金97万6,000円は、令和6年度介護給付費負担金及び地域支援事業交付金等の精算に伴う返納金でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第89号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第90号 令和7年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算

(第1号)

○議長（加藤康高君） 日程第14、議案第90号令和7年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島由彦君） 議案第90号について御説明いたします。

議案第90号令和7年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算総額の補正是ございません。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

款1 総務費、項1 施設管理費、補正額はゼロ円でございます。

3ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、款1 総務費、補正額はゼロ円でございます。

4ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款1 総務費、項1 施設管理費、目1 一般管理費、補正額はゼロ円でございます。

変更内容でございますが、当初予算におきまして、節14工事請負費でカラスよけレーザー設置工事費として843万3,000円を計上しておりましたが、今回、工事請負費の一部である268万

円を備品購入費に振り替える予算の補正をお願いするものでございます。

理由といたしましては、特殊な機器のため、町が直接備品購入し、設置を行うほうがコストの削減につながることで、今回、予算を分ける形の補正内容となっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第90号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議案第91号 築地地区津波避難施設整備工事請負契約の変更について

○議長（加藤康高君） 日程第15、議案第91号築地地区津波避難施設整備工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長井道さん。

○建設課長（井道則也君） 議案第91号につきまして御説明申し上げます。

[議案第91号朗読]

増額の理由としまして、避難タワー基礎工事のため掘削したところ、以前建っていた建物の基礎コンクリートが見つかったため、その撤去処分費用と、漁協との協議により、現場が海に非常に近いので、汚濁防止対策には万全を期すよう強い要望があり、汚濁防止フェンスを二重に設置するなどの環境対策費用が必要となったため、増額の変更をお願いするものでございます。

工期は令和7年12月26日までございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第91号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

#### 日程第16 議案第92号 財産の取得について

○議長（加藤康高君） 日程第16、議案第92号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） 議案第92号について御説明申し上げます。

〔議案第92号朗読〕

当議案につきましては、令和7年第1回定例会におきまして当初予算の御可決をいただきましたG I G Aスクール環境整備事業のタブレット端末826台の取得に係るものでございます。

次のページ、一般競争入札執行調書を御覧ください。

取得に際しましては、岩出市、田辺市、新宮市、西牟婁郡及び東牟婁郡町村の計11団体による共同調達を行うこととし、令和7年4月23日に和歌山県が事務局となる和歌山県市町村教育情報化推進協議会が一般競争入札を実施、和歌山電工・日本電通コンソーシアムのみが応札しております。入札額は1台当たり税抜き4万9,900円でした。

参考までに、共同調達全体の調達予定台数は1万6,231台でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

8番東議員。

○8番（東 信介君） すいません、1点だけちょっと教えてください。これ826台購入いうことで、今まであるやつの諸条件とかいうのはついてないかな。その辺だけ。

○議長（加藤康高君） 教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） すいません、今までの処分とか、そういう。

○8番（東 信介君） ほかして新しいやつだけの。

○教育次長（中村 崇君） 一応一定台数を残した中での処分も含めた費用というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第92号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

#### 日程第17 議案第94号 農業委員会委員の任命について

○議長（加藤康高君） 日程第17、議案第94号農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 議案第94号について御説明させていただきます。

議案第94号農業委員会委員の任命について。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

現在の農業委員につきましては、令和7年9月16日で任期満了となっております。去る6月議会におきまして、定数14名のうち13名の同意をいただいております。今回は欠員となつておりました下里地区の委員1名に係る同意をいただきたいものでございます。令和7年9月17日から3年間の任期となるものでございます。

議案第94号は八尺鏡野61番地1、杉浦正文氏、以上1名につきまして御同意をお願いするものでございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第94号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

#### 日程第18 議員派遣について

○議長（加藤康高君） 日程第18、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、大型トイレカー及びスターリンク視察に議員を派遣したいと思いま  
すが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、お手元に配付のとおり議員派遣することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

15時21分 散会